

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】	
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
1. 当初賦課準備					
1.1. 基本情報管理					
1.1.1.	基本情報管理	賦課期日現在の住民記録情報、住登外情報や前年度の課税情報などに基づいて、新年度課税対象者を抽出できること。		新年度の課税対象者の台帳を作成する機能を想定している。	新年度の台帳作成を想定している機能は必要。
1.1.2.		賦課期日現在の他業務情報（住民記録情報、住登外情報、国民健康保険情報、介護保険情報、生活保護情報、後期高齢者医療情報、障害者情報）や前年度の課税情報から、課税の根拠となる情報を抽出し、新年度の基本情報を一括で更新・登録、参照、修正、削除できること。 個別で更新・管理（登録、参照、修正、削除）もできること。		1.1.1. 処理と連動して、作成した新年度の台帳に、課税業務に必要な情報（直接的に課税根拠とする情報ではない）を反映する機能を想定している。	新年度の台帳作成に必要な情報の取得及び台帳に情報反映する機能は必要。
1.1.3.		住民記録情報を取り込み、個人住民税の「課税の根拠になる情報、支援措置対象者、送付先、世帯情報」に利用できること。		1.1.2. の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	新年度の台帳作成に必要な住民記録情報の取得及び台帳に情報反映する機能は必要。 1.1.2. で規定した情報の内、住民記録情報について、活用方法の詳細を記載している。
1.1.4.			住民記録情報を基に各種情報を自動更新した対象者の一覧を出力できること。		業務運用上、自動更新した情報の確認を実施したい場合に必要となる機能。 原則は、住民記録業務にて、情報の正確性は確認されているため、個人住民税業務としては、実装してもしなくても良い機能としている。
1.1.5.		住民記録情報として以下の情報を取得できること。 ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・続柄 ・転入履歴（どこから転入し、どこへ転出したのか） ・税宛名番号 ・支援措置対象者 ・転出予定日 ・転出異動日 ・転出確定日 ・転入元住所 ・転入先住所 ・消除異動日 ・消除事由 ・異動事由 ・異動年月日 ・通称	住民記録情報として以下の情報を取得できること。 ・筆頭者 ・戸籍の修正履歴 ・氏名の履歴 ・ふりがな ・在留資格 ・在留期間 ・優先氏名 ・当該者の当該年度の区分（住登者・転出確定・住民登録外） ・世帯番号 ・郵便番号 ・本籍地 ・国籍 ・死亡年月日		
1.1.6.		住民記録情報の取り込みは下記に対応できること。 （実施頻度：即時 実施手法：自動）  なお、賦課期日時点の情報を取り込んだ場合は、基本情報の自動更新をしないよう制御できること（機能の詳細は「遡及（予定）転出・遡及転入者管理」の機能に定義した通り）。			
1.1.7.		国民健康保険情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。		1.1.2. の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	
1.1.8.		国民健康保険情報として以下の情報を取得できること。 ・前年中の納付額（特別徴収分） ・前年中の納付額（普通徴収分）	国民健康保険情報として以下の情報を取得できること。 ・前年中の納付額及び納付額に係る還付額（特別徴収分） ・前年中の納付額及び納付額に係る還付額（普通徴収分） ・現在の加入有無		
1.1.9.		国民健康保険情報の取り込みは下記に対応できること。 （実施頻度：随時 実施手法：手動）			
1.1.10.		介護保険情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。	介護保険情報として、障がい者控除対象者（市町村長の決定をうけたもの）の取り込みも可能であること。	1.1.2. の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	

## 01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
1.1.11.	介護保険情報として以下の情報を取得できること。 なお、還付がある場合は還付後納付額を取得すること。 ・前年中の納付額（特別徴収分） ・前年中の納付額（普通徴収分）	介護保険情報として以下の情報を取得できること。 ・現在の加入有無		
1.1.12.	介護保険情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施頻度：随時 実施手法：手動)			
1.1.13.	生活保護情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。		1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	
1.1.14.	生活保護情報として以下の情報を取得できること。 ・生活扶助対象者情報	生活保護情報として以下の情報を取得できること。 ・生活保護の受給開始 ・生活保護の受給廃止 ・生活保護の受給停止 ・生活保護の受給停止解除		
1.1.15.	生活保護情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施頻度：随時 実施手法：手動)			
1.1.16.	後期高齢者医療保険情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。		1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	
1.1.17.	後期高齢者医療保険情報から以下の情報を取得できること。 ・前年中の納付額（特別徴収分） ・前年中の納付額（普通徴収分）	後期高齢者医療保険情報から以下の情報を取得できること。 前年中の還付後の納付額（特別徴収分） 前年中の還付後の納付額（普通徴収分） 現在の加入有無		
1.1.18.	後期高齢者医療保険情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施頻度：随時 実施手法：手動)			
1.1.19.	障害者情報を取り込み、課税の根拠になる情報に利用できること。		1.1.2.の機能で管理する情報を取り込むための連携機能。	
1.1.20.	障害者情報として以下の情報を取得できること。 ・障害者情報 ・障害者手帳の種類 ・障害者手帳の等級  ※障害者情報には以下の2点も含む。 ・障害者控除認定書の情報・障害者控除認定書の区分 ・障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている者	障害者情報として以下の情報を取得できること。 ・初回手帳交付年月日（手帳交付年月日を含む） ・手帳返還年月日 ・手帳再交付年月日 ・有効期間終了年月日		
1.1.21.	障害者情報の取り込みは下記に対応できること。 (実施頻度：随時 実施手法：手動)			
1.1.22.	住登外者全てを引き継ぐか、前年課税のある対象者、前年課税の被扶養実績がある者のみを引き継ぐかを選択できること。	転出届を提出しているが転入通知が未着の対象者を住民として引き継ぐか選択できること。（職権消除者を除く）  普通徴収や事業所・家屋敷課税を引き継ぎの対象外とできること。		
1.1.23.	納税義務者の口座情報（振替、還付）を管理（参照）できること。	納税義務者の口座情報（振替、還付）を登録・修正・削除できること。		
1.1.24.	課税資料の関連付けや被扶養者として課税対象者との関連付けを行うため、前年中の死亡・転出・消除者を含めて、基本情報を登録できること。			
1.1.25.	既に課税情報の登録があるものについて削除の操作をした際に、注意喚起のアラートがあること。			
1.1.26.	課税対象者個人に対して、メモを管理（登録、参照、修正、削除）できること。メモは複数個登録ができること。			

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装しなくても良い機能		
1.1.27.		賦課年度単位(単年で管理する情報)、個人単位(個人に紐づく情報で、年度に関係なく継続した管理が必要な情報)でメモを管理(登録、参照、修正、削除)できること。メモはそれぞれ複数個登録ができること。		
1.1.28.		資料番号に対する検索結果から個人を指定し、基本情報の修正・削除・照会ができること。		
1.1.29.	社会保障番号制度対応を実施していること。 ・個人番号(マイナンバー)の管理 ・他自治体等との所得情報の照会事務 ・マイナンバー真正性確認事務 など  ※個人番号(マイナンバー)の管理については、社会保障番号制度対応に必要な機能を実装できていれば、団体内統合宛名等のサブシステムでの管理を想定する仕様も可とする。			
1.1.30.	住登外情報として、賦課期日現在住所と賦課期日住登地をそれぞれ管理できること。			
1.1.31.		情報提供ネットワークシステムを用いて、住登外課税者の障害手帳情報や生活保護情報の照会が行えること。		

01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
1.1.32. 世帯管理	配偶者、被扶養者、専従者等の関連付けを行い、世帯の登録、参照、修正、削除ができること。			
1.1.33.		寡婦対象者情報として離別・死別を登録、修正、削除できること。		
1.1.34.	被扶養者等の二重登録（被扶養者として登録済みの個人を別の課税対象者の被扶養者として登録すること）ができること。 相互扶養の登録・管理ができること。 被扶養者と専従者の二重登録ができること			
1.1.35.	世帯外被扶養者の情報を参照、登録、修正、削除できること。 住居外被扶養者についても参照、登録、修正、削除できること。 世帯外配偶者を管理する機能を有すること（被扶養者でない者を含む）。			
1.1.36.	基本情報から、世帯情報が容易に確認できること。		画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、記載している。	
1.1.37.	世帯情報から、個人の基本情報を容易に確認可能なこと。		画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、記載している。	
1.1.38.	被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、誰の被扶養者になっているのか確認できること。	所得金額調整控除対象の扶養親族から扶養情報を見た場合、誰の被扶養者になっているのか確認できること。  専従者の所得情報や専従者から扶養情報を見た場合、誰の被扶養者になっているのかまたは専従主は誰か確認できること。	画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、記載している。	
1.1.39.	同一世帯内や世帯相互間の扶養重複を確認できること（扶養チェックは任意のタイミングで実施できること）。 <想定する重複判定のタイミング> ①扶養登録の際に既に被扶養者となっているかを判定（登録は可能） ②資料情報取り込み等の一括登録処理時判定 ③登録済みの扶養情報をもとに判定		当初課税時期に、一時的に扶養重複となる状態を許容できるよう、任意のタイミングでのチェック機能としている。	
1.1.40.		資料登録の結果、同一世帯内や世帯相互間の扶養重複がある場合は、エラーとして抽出できること。		
1.1.41.		個別に扶養情報を登録する場合、前年の扶養者情報から引き継いで（過去の扶養者情報から、任意の情報を選択して）登録できること。		
1.1.42.	住記世帯とは別に税世帯を登録、修正、削除できること。			
1.1.43.		未成年者の婚姻有無を管理できること。		
1.1.44.		<実装してもしなくても良い機能> 世帯台帳を一括作成できること （世帯ごとの情報（前年の賦課情報）一覧の台帳）		
1.1.45. 物件情報管理	家屋敷・事業所課税対象者の物件情報（所在地、方書き、郵便番号、電話番号）を参照、登録、修正、削除できること。			
1.1.46. 事業所情報管理	事業所情報として、納入区分（特別徴収・普通徴収）を参照、登録、修正、削除できること。			

01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装しなくても良い機能		
1.1.47.	事業所情報には、基本情報（法人番号、事業所名（漢字・カナ・アルファベット・数字・ふりがな））、連絡先、所在地、送付先、メールアドレス、個人事業主・法人の区分、電子申告、返戻有無、休業、除籍区分（法人成、廃業、解散、取消）、除籍年月、異動入力日）、特別徴収義務者指定番号、eL TAXの納税者ID、特記事項（メモ）を登録、参照、修正、削除できること。 なお、特別徴収義務者指定番号は、自動付番のほかに、個別指定にも対応すること。	事業所情報には、基本情報（事業所名（かな、「・」等の記号））、本店（所在地、方書き、郵便番号、電話番号）、除籍区分（被合併）、eL TAXの利用者IDを登録、参照、修正、削除できること。		
1.1.48.		特別徴収税額決定、変更通知の送付希望を管理できること。 ＜送付希望＞ 電子媒体での受取希望（eL TAX以外）、早期発送希望、手渡し希望（同じ市役所関係の特徴）、特別徴収税額決定通知の納税義務者用（3号別表）のみ希望		
1.1.49.		他税目で作成した事業所情報を反映して、個人住民税の事業所情報を登録できること。		
1.1.50.	事業所情報から送付先を容易に確認できること。		画面遷移にかかる要件で、操作性の範囲内と判断できるが、左記機能が実装されていない場合、効率的な運用が困難となるため、記載している。	
1.1.51.		eL TAXからの利用届情報の連携が行えること。新規に登録が必要な事業所については、取り込んだ情報から登録ができること。		
1.1.52.	特別徴収義務者情報管理	事業所情報から特別徴収義務者情報を容易に確認できること。		
1.1.53.		特別徴収義務者情報には、基本情報（給報の個人明細件数、特記事項（メモ））を登録、修正、削除できること。		
1.1.54.		特別徴収義務者宛に行う照会（住民登録地や扶養）状況の確認ができること。		
1.1.55.		給報の個人別明細の内訳件数（特徴・普徴（退職）・普徴（その他））を登録、修正、削除、参照できること。		
1.1.56.		個人別明細なしの給報について、受付の有無を登録・修正・削除・参照できること。		
1.1.57.		個人事業主について、特徴義務者情報と事業主個人の基本情報は分けて管理できること。		
1.1.58.		特別徴収義務者情報と事業主個人の住民記録情報を関連付け、異動情報の分類（死亡、転出、転居、消除）を確認できること。		
1.1.59.		特別徴収義務者単位での調定情報（月割額、特別徴収総額（年額））を容易に確認できること。	特別徴収義務者単位での調定情報（退職分離課税分の調定額）を容易に確認できること。	
1.1.60.		事業所ごとに①納入書や総括表送付の要・不要、②eL TAX税額通知の正本・副本送付を登録、参照、修正、削除できること。		
1.1.61.		eL TAX税額通知の正本・副本送付の設定及びeL TAX税額通知用のメールアドレスを給与支払報告書の情報に基づき登録、修正、削除できること。		
1.1.62.			eL TAX利用者情報より納税者IDに紐づく事業所の指定番号を特定し、一括または個別に登録、修正削除ができること ※資料登録における事業所指定番号の特定、eL TAX税額通知の送付時に使用	
1.1.63.		納期特例情報（適用、解除）、納期の特例の開始月、終了月を登録、参照、修正、削除できること		
1.1.64.			納期特例を承認した事業者に対して、納期特例承認通知書を出力できること。	
1.1.65.			納期特例を取り消した事業者に対して、納期特例取消通知書を出力できること。	

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
1.1.66.		特別徴収義務者情報に紐づく、異動のあった個人を確認でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 <指定する条件> ・氏名 ・かな氏名 ・生年月日 ・事業所内一連番号(特徴税額通知に印字するため自動採番される事業所内個人の通し番号) ・受給者番号(事業所から提出される給与支払報告書に記載されている受給者番号) ・月割額(登録されている月割額を、月を指定して抽出する)	特別徴収義務者情報に紐づく、異動のあった個人を確認でき、該当者を対象に下記の条件を組み合わせた抽出ができること。 <指定する条件> ・個人の年税額 ・個人番号 ・異動年月日(バッチ処理日ごとに異動があった人の抽出が可能) ・異動事由 ・入力日(範囲指定可能) ・月次処理ごとの更新対象者		
1.1.67.		特別徴収義務者情報から、個人の基本情報を容易に確認できること。 また、特別徴収義務者に紐づく個人を以下の条件を指定して抽出できること。 <指定する条件> ・氏名、かな氏名 ・生年月日 ・事業所内一連番号 ・受給者番号 ・月割額	特別徴収義務者情報から、個人の基本情報を容易に確認できること。 また、特別徴収義務者に紐づく個人を以下の条件を指定して抽出できること。 <指定する条件> ・個人番号 ・年税額		
1.1.68.	年金特別徴収義務者情報管理	年金特別徴収義務者の情報(年金特徴義務者名、eLTAX年金保険者コード、年金基礎番号)を参照、登録、修正、削除できること。			

01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
1.1.69.	遡及(予定)転出・遡及転入者管理	遡及(予定)転出・遡及転入者の情報を自動または任意で抽出し、基本情報(賦課期日現在住民)として個別一括にて管理(参照、登録、修正、削除)できること。 ただし、既に課税情報の登録があるものについては、自動での基本情報の削除は行わず、対象者を確認できること。	遡及で更新された氏名・続柄・世帯の情報を自動または任意で抽出し、基本情報(賦課期日現在住民)として個別一括にて参照、登録、修正、削除できること。ただし、既に課税情報の登録があるものについては、自動での基本情報の削除は行わず、対象者を確認できること。		
1.1.70.			外国からの転入者について、出国から一年未満での入国であるかを確認、抽出が容易にできること。		
1.1.71.	納税承継人・納税管理人等管理	納税承継人・納税管理人・成年後見人・保佐人・補助人・相続人・相続人代表者・その他を参照、登録、修正、削除できること。 納税承継人等の設定は、既に登録されている宛名との紐付けを行うことができ、直接送付先を入力することも可能であること。	破産管財人・代表者・法定相続人を参照、登録、修正、削除できること。 相続人、相続人代表者は、納税義務者が死亡している場合のみ入力可能とする機能	「納税承継人・納税管理人・成年後見人・保佐人・補助人・相続人・相続人代表者」以外の肩書きの場合は、「その他」を選択して、登録することを想定している。	
1.1.72.		納税承継人等に紐づく、全ての納税義務者を確認できること。			
1.1.73.			納税管理人等に送付する場合、宛先を「[納税管理人等肩書き][納税管理人等氏名]様([課税対象者氏名様分])」として印字できること。 ただし、肩書きにその他が選択されている場合は、[納税管理人等肩書き]は印字されないよう制御できること。 (例)「納税管理人：山田太郎」、「課税対象者：山田一郎」の場合、宛先の印字は以下の通りとなる。 「納税管理人 山田太郎 様(山田一郎 様分)」		
1.1.74.			相続人代表者届出書や納税管理人届出書の依頼状況(だれに、いつ依頼したのか)を確認できること。		
1.1.75.	送付先管理	個人住民税の送付先(氏名、住所、名称、所在地、電話番号、郵便番号、設定理由)を参照、登録、修正、削除できること。 「特別徴収義務者」と「納税義務者」それぞれ別の送付先を設定できること。			
1.1.76.			送付が設定されている場合、宛先を「[送付先氏名]様方([課税対象者氏名様分])」として印字できること。 (例)「送付先氏名：山田太郎」、「課税対象者：山田一郎」の場合、宛先の印字は以下の通りとなる。 「山田太郎 様(山田一郎 様分)」		
1.1.77.			特別徴収義務者の送付先に特別徴収通知書等の書類を送付する場合、宛先を[送付先宛所][送付先氏名]様([特別徴収義務者] 様分)と印字できること。		
1.1.78.	送付先期間の管理		送付先を変更する期間(変更開始日及び変更終了日)を管理し、通知書等に反映できること。		
1.1.79.	優先課税資料情報の管理	優先課税資料情報(確定申告書・住民税申告書・特徴給報・普徴給報・公的年金報告書など)を管理できること。			

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
<b>1.2. 給与支払報告書(総括表) 作成管理</b>				
1.2.1. 総括表発送対象抽出	一定の条件(前年度情報等)を指定し、給与支払報告書(総括表)発送対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・年度途中で異動届の提出などがあり特徴者がいる、前年度の1月から5月までは特徴=給与あり	一定の条件(前年度情報等)を指定し、給与支払報告書(総括表)発送対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・前々年退職者のみの事業所、廃業・休業中の事業所、電子媒体での提出事業所以外の前年度給報提出事業所 ・給与支払報告書(明細書)の出力希望 ・送付が必要のない対象事業所を任意で指定できる。		
1.2.2.	給与支払報告書(総括表)の発送情報(発送/停止希望情報)を登録、参照、修正、削除し、総括表作成処理に反映(停止希望のある事業者を作成対象から除外し、発送希望としたものは作成対象として処理)ができること。	システム外の一覧を取り込むことで、発送・発送停止情報を一括で登録・変更できること		
1.2.3.		給与支払報告書給報(個人別明細書)の出力希望(発送希望/発送希望なし)を管理し、総括表作成処理に反映(発送希望としたものは作成対象とし、発送希望なしの事業者は作成対象から除外して処理)ができること。		
1.2.4. 総括表作成	給与支払報告書(総括表)を一定の出力条件を指定し、作成できること。 <抽出条件> ・退職者のみの事業所、廃業・休業中の事業所、電子媒体での提出事業所以外の前年度給報提出事業所 ・給与支払報告書(総括表)の発送希望	給与支払報告書(総括表)を一定の出力条件を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。 <抽出条件> 左記と同じ ・給与支払報告書(明細書)の発送希望 ・期中に特別徴収切替届出書を提出し、新規で指定番号を採番(給報の提出実績は無し)した事業所 ・前々年に給与の支払がなく給報がないが、前年度(6月~12月)に特徴実績がある事業所		
1.2.5.		総括表を随時印刷することができ、その時点での事業所登録状況により事業所指定番号を指定して印刷できること。		
<b>1.3. 申告書作成管理</b>				
1.3.1. 申告書発送対象抽出		以下の条件の要否を指定し、個人住民税申告書発送対象者を抽出できること。 <申告書発送指定条件> ・上場株式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者 ・「前年住民税申告書提出有無」「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類」「更正事由」「転入・出時期」の指定(記載済みの「前年度情報」の詳細化の認識) ・支援措置対象の設定有無 ・年齢 ・未申告者 ・発送希望者 ・生活保護の有無 <申告書発送者からの除外条件> ・前年度、確定申告提出者 ・事業所課税対象者 ・住登外課税者 ・異動届より転勤・一括処理対象者 ・死亡者 ・現年課税取消分 ・他市課税者		
1.3.2. 申告書発送情報管理	申告書の発送/停止希望情報参照、登録、修正、削除ができ、一括で登録・削除ができること。また、前年の発送/停止希望情報を引継ぎできること。	申告書の発送/停止希望情報の引継ぎ期間(永年または単年)の設定できること。  送付実績の編集及び管理ができること		

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
1.3.3.		発送/停止希望情報に応じて、申告書の作成処理（発送希望者分は出力し、停止希望分は出力しない制御）ができること。			
1.3.4.			申告書発送希望者で、前年の営業・農業・不動産の収入がある対象者を抽出できること。 点字対象者を抽出できること。		
1.3.5.			税務署から受領する確定申告書の送付データを取り込み、「かな氏名」、「生年月日」を条件に業務システムデータと突合し、同一人と判断できる分については、申告書を出力しないよう制御できること。		
1.3.6.			税務署から受領する確定申告書の送付データを取り込み、同一人と判断できなかった対象、突合条件に複数の個人が合致した場合の対象者を確認できること。		
1.3.7.	申告書作成	住民税申告書（簡易申告書）をを以下の条件を指定し、作成できること。データで一括出力もできること。 <申告書発送指定条件> ・ 上場株式等に係る所得の異なる課税方式に関する対象者 ・ 「前年住民税申告書提出有無」「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類」「更正事由」「転入・出時期」の指定（記載済みの「前年度情報」の詳細化の認識） ・ 支援措置対象の設定有無 ・ 年齢 ・ 未申告者 ・ 発送希望者 ・ 生活保護の有無 <申告書発送者からの除外条件> ・ 前年度、確定申告提出者 ・ 事業所課税対象者 ・ 住登外課税者 ・ 異動届より転勤・一括処理対象者 ・ 死亡者 ・ 現年課税取消分 ・ 他市課税者			
1.3.8.		以下の項目を指定して、通知書の山分けができること。 <指定項目> ・ 郵便番号（指定した複数の郵便番号（郵便局単位））	以下の項目を指定して、通知書の山分けができること。 <指定項目> ・ 課税年度		
1.3.9.			家屋敷課税分の申告書を一定の出力条件（前年度情報、未申告者、発送希望者、家屋敷課税の物件情報等）を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。		
1.3.10.			申告案内文書（はがき含む）を住民税申告書を一定の出力条件（前年度情報、年齢、未申告者、発送希望者、生活保護の有無等）を指定し、作成できること。 データで一括出力もできること。		
1.3.11.			申告案内文書の発送/停止希望は、通常の申告書の発送/停止希望とを分けて管理できること。		
1.3.12.			異なる課税方式に係る申告書の発送/停止希望は、通常の申告書の発送/停止希望とを分けて管理できること。		
1.3.13.			家屋敷課税の申告の発送/停止希望は、通常の申告書の発送/停止希望とを分けて管理できること。		

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
1.4. 申告情報等登録処理				
1.4.1. 各種資料登録	課税資料について、電子データ（パンチデータ、申告支援システムデータ等）を取り込み、該当する個人（個人番号、カナ氏名＋生年月日の優先順位で特定）、事業者の基本情報と紐付けて、一括または個別に登録、修正、削除ができること。			
1.4.2.		給与支払報告書（総括表・個人別明細）については、以下の情報を管理できること。 ・給与支払報告書（総括表・個人別明細）の受付年月日 ・複数回提出（訂正給報等）する事業所の提出日ごとの受付年月日 ・上記の受付年月日ごとの提出枚数 ・異動届出書による異動年月日		
1.4.3.	課税対象者ごとに登録済みの資料を容易に確認できること。			
1.4.4.	申告支援システムから出力される全ての賦課資料データについて、一括及び個別での取り込みを年間通して実施できること。（被扶養者、配偶者情報を含む）	・申告支援システムから出力される全ての賦課資料データを、一括及び個別での取り込みを年間通して実施できること。 ・申告支援システムから年間通して課税根拠となる合算データの取り込みが行えること ・申告支援システムから年間通して扶養情報の取り込みが行えること		
1.4.5.		国民健康保険税申告書についても、課税資料として取り込み、一括更新、登録、修正、削除ができること。		
1.4.6. 確定申告書データ登録	確定申告書1表、2表、3表、4表の申告情報について、電子データ（パンチデータ、申告支援システムデータ等）を取り込み、一括更新、登録、修正、削除ができること。			
1.4.7.		専従主の提出した、確定申告書取込時に2表記載の専従情報を元にした専従者給報扱い資料のイメージ化を行うこと。 また、イメージ化した情報を専従者へ紐付けできること。		
1.4.8.		損失額の情報を取込み、繰越処理や差額計算ができること。 また、前年度住民登録がない場合は、前住所へ照会文が作成できること。		
1.4.9. 専従者情報登録	申告書のデータから専従者情報（専従者の氏名、生年月日、続柄）、専従者給与収入、専従主）のみを抽出し、専従者の情報として自動更新、登録、修正、削除できること。			
1.4.10.	関連する申告書情報を確認しながら、専従者情報の登録、参照、修正ができること。			
1.4.11.		任意の条件を指定し、該当する申告情報（専従者情報の登録に必要な情報）の出力ができること。		

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
1.4.12.		専従者情報の自動更新ができなかった対象(専従者の特定不可)抽出し、関連する申告情報を出力できること。			
1.4.13.			専従者の特定はされているが同額の別資料がある対象者を抽出し、関連する申告情報を出力できること。また、対象者の抽出は、合算処理と併せて実施できること。		
1.4.14.			既に同額の給与支払報告書が提出されている場合は専従主の確定申告書から作成した専従給報のデータを無効(非合算)とするかを選択できること		
1.4.15.			自動更新された専従者給報をもつ個人へ、給報が提出された場合において、給報の給与支払額の比較を行い提出給報と専従者給報が同一であると判定したのについて取消処理を行うこと。		
1.4.16.	電子データ給報登録	電子データ給報(光ディスク・磁気ディスク・eLTX)による申告情報を取り込み、一括更新、登録、修正、削除できること。	電子データ給報(OCR・パンチ・申告支援システムデータ)による申告情報を取り込み、一括更新、登録、修正、削除できること。		
1.4.17.		eLTXによる申告情報の取込について、特別徴収をしない事業所についても電子で一括取込ができること。			
1.4.18.		eLTX給報データの指定番号がブランクだった場合、納税IDや法人番号等から事業所を特定し、税務システムで登録済みの特別徴収義務者指定番号があれば、自動で紐づけができること。			
1.4.19.			給与支払報告書は紐づいた事業所ごとに管理することができ、特定の指定番号を指定し、一括して別の指定番号に資料を付け替えることができること。		
1.4.20.			電子データ給報は、個人別明細だけでなく、総括表データも申告情報として取り込めること。		
1.4.21.			電子データ給報は、納入書要・不要情報を事業所の情報として取り込めること。		
1.4.22.		摘要欄についても一括更新、登録、修正、削除できること。			
1.4.23.			取り込んだ電子データ給報(総括表・個人別明細書)、納入書要・不要情報の疑似イメージを生成し、参照、修正、削除ができること。 作成した疑似イメージは印刷ができること。		
1.4.24.	電子データ年報登録	電子データ年報(光ディスク・磁気ディスク・eLTX)による申告情報を取り込み、一括更新、登録、修正、削除できること。	電子データ年報(OCR・パンチ・申告支援システムデータ)による申告情報を取り込み、一括更新・管理(登録、修正、削除)できること。		
1.4.25.			年報の摘要欄についても、一括更新、登録、修正、削除できること。		
1.4.26.			取り込んだ電子データ年報の疑似イメージ生成ができること。 作成した疑似イメージは印刷ができること。		

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
1.4.27.	国税連携関連		当初・例月・過年、共にXMLデータ、CSVデータ(決算書データ、法定調書等も含む)を疑似イメージ化して管理(登録、参照、削除)し、システムへの取り込み日等の任意の条件を指定し、印刷することができること。	
1.4.28.			印刷の際、「紙で印刷」「PDF化」が選択でき、その後「全表印刷」「1~2表のみ印刷」「2表のみ印刷」が選択できること。また、印刷の際に確定申告書の種別(訂正、削除、更正)が分かるような文言が入ること。	
1.4.29.	国税連携(eLTAX連携)	eLTAXと連携して国税連携データ(e-tax、KSKの1~4表)を取り込み、一括更新できること。また、当該情報を参照、登録、修正、削除できること。	eLTAXと連携して国税連携データ(e-taxの添付資料データ)を取り込み、一括更新できること。また、当該情報を参照、登録、修正、削除、CSV出力ができること。	
1.4.30.			当初の課税計算後においてもデータ取込み及び台帳の反映・一括更新、エラー抽出が行えること。	
1.4.31.			複数申告書が提出されている場合にどちらが優先かの選択ができること。	
1.4.32.		国税連携処理により受領した確申のOCRデータ(1表以外も含む)、OCR処理により作成した確申データ(1表以外も含む)を取り込めること。		
1.4.33.			KSK1表データを取り込んだ後にKSK2表データを税務システムに取り込んだ場合は、双方のデータの紐づけが可能なこと。また、すでに紐づけられた、KSK1表、2表のデータも取り込めること。	
1.4.34.			KSK訂正、KSK削除、e-Tax連絡不可データ、e-Tax連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効/無効(非合算)を判定できること。 ただし、各種データの有効/無効(非合算)を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。  <自動判定条件> ・データの取込日が最新のデータを有効とする。 ※KSKデータの取込日は、個別に指定もできること ・有効・無効の判断において、KSKは、「年分、局署番号、整理番号、台帳番号」、e-Taxは、「年分、局署番号、利用者識別番号、受付番号」が一致するデータはセットで判断する。 ・KSK新規とKSK訂正ではKSK訂正を有効とする。 ・データの取込日が最新のデータが「KSK削除」または「e-Tax連絡不可データ」の場合は、そのデータを無効とする。 ・データの取込日が最新のデータが「e-Tax連絡不可の取消データ」の場合は、そのデータとセットとなっているe-Taxを有効とする。	
1.4.35.			国税連携(KSK分)データに含まれる納税者番号(税務署整理番号・局署番号・受付番号・台帳番号・異動日)を登録、参照できること。	
1.4.36.			国税連携(KSK分)データに含まれる納税者番号(税務署整理番号)を登録、削除、参照できること。	

## 01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
1.4.37.	年金特別徴収情報登録(eLTAX連携)	eLTAXと連携して特別徴収対象者情報(00通知)を取り込み、一括登録、修正、削除できること。また、年金特別徴収賦課決定処理時に、仮徴収期間中に年金特別徴収中止者となった者についても、新年度の年金特別徴収対象者とできること。		
1.4.38.	他団体回送情報登録(国税連携)	他団体から国税連携システムで回送されたデータの取り込みができること。		
1.4.39.			総務省形式のCSVレイアウトの他団体からの回送データを取り込み、給与支払報告書または公的年金等支払報告書の形式で印刷できること。	
1.4.40.			総務省形式のCSVレイアウトの他団体からの回送データを取り込み、給与支払報告書または公的年金等支払報告書に疑似イメージ化して登録、参照、削除できること。	
1.4.41.	申告特例情報登録	電子データ申告特例(eLTAX・パンチ)による申告情報を取り込み、一括更新、参照、登録、修正、削除できること。		
1.4.42.		取り込んだ電子データ申告特例の疑似イメージ生成し、参照、修正、削除ができること。また、作成した疑似イメージは印刷ができること。		
1.4.43.		他自治体からの寄附金特例通知(eLTAXデータ)を取り込み、一括更新、参照、登録、修正、削除できること。		
1.4.44.		eLTAXで受信する寄附申告特例通知書のCSVデータを課税資料フォーマットに変換し、課税資料として取り込めること。また、寄附申告特例通知書のCSVデータから寄附申告特例通知書の疑似イメージを作成できること。作成した疑似イメージは印刷ができること。		
1.4.45.		申告特例通知を受理した対象者について、必要に応じて、特例対象外となる者については、自動的に一括して否認するとともに、対象者のリストを出力できること。また、寄付先・寄付金額・否認理由等を記載した通知を出力できること。 例：寄付先が6か所以上で否認した場合、確定申告がされた場合など。		
1.4.46.		eLTAXで受信する寄附申告特例通知書のCSVデータを取り込み、疑似イメージを作成できること。		
1.4.47.	登録情報アラート修正、削除	資料登録時に、アラートがある場合には、対象を画面で確認できること。	資料登録時に、アラートがある場合にはリスト(帳票)等で出力(帳票)できること。	
1.4.48.		取り込んだデータが誤った個人と紐づいていないかの確認のためのリストが出力できること。		
1.4.49.		課税資料単票内でのチェックの結果、アラートの対象がある場合には、必要に応じて個別/一括で修正できること。また、課税資料を任意に選択し、合算不要を設定できること。 <チェック条件> ・生命保険料控除額と支払額に差異がある ・申告年度が妥当な年度となっていない(処理対象年度と異なる) ・登録済みの同一資料情報がある	アラートのチェック条件については、別紙「【未定稿】01_個人住民税_チェック条件の整理」に記載した条件を基調に、網羅性、チェックタイミング、機能要件の記載粒度等について精査中となる。	
1.4.50.			資料登録後のデータ内容チェック結果を出力でき、資料登録時のアラートリストも確認用に出力できること。	
1.4.51.		申告情報を修正する際に、修正箇所、修正内容、税務署調査要否、税務署調査内容の登録、参照、修正、削除ができること。		
1.4.52.		税務署調査が必要な対象を抽出し、調査対象者、税務署調査内容の確認が可能なリスト(帳票)の出力ができること。調査完了や調査中フラグを実装し、調査状況の管理やリストへの出力制限を可能にすること。		
1.4.53.		基本情報、世帯情報、事業所情報、特別徴収義務者情報等との整合性チェックの結果、アラートの対象がある場合には、必要に応じて個別で修正できること。 <チェック条件> ・基本情報に該当する個人が登録されていない ・事業所情報に該当する事業所が登録されていない ・特別徴収義務者情報に該当する特別徴収義務者が登録されていない ・寡婦・ひとり親の登録があるのに所得基準額を超過している ・世帯情報に該当する被扶養者、専従者、配偶者が登録されていない	基本情報、世帯情報、事業所情報、特別徴収義務者情報等との整合性チェックの結果、アラートの対象がある場合には、必要に応じて一括で修正できること。 <チェック条件> 左記と同じ	アラートのチェック条件については、別紙「【未定稿】01_個人住民税_チェック条件の整理」に記載した条件を基調に、網羅性、チェックタイミング、機能要件の記載粒度等について精査中となる。

01\_個人住民税\_標準仕様書(案)\_01\_機能要件

参考資料2

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
1.4.54.		資料情報から自動算出した値（住民税控除額計・所得税額・所得額・所得税控除額計等）と、計算の基となるデータ（パンチデータ等の取り込んだ電子データ）との整合性チェックができること <チェック条件> ・資料情報から自動算出した住民税控除額計と申告資料に記載のある住民税控除額計が同一の値となっていない		アラートのチェック条件については、別紙「【未定稿】01_個人住民税_チェック条件の整理」に記載した条件を基調に、網羅性、チェックタイミング、機能要件の記載粒度等について精査中となる。	
1.4.55.			アラートの内容及び徴収区分等からアラートのある該当者を絞り込み、アラート表示画面を見ながら連続修正ができること。		

01 個人住民税 標準仕様書（案） 01 機能要件

参考資料2

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
1.4.56. 資料取込み	賦課資料の資料番号（賦課資料ごとに付番し、個人との紐づけに利用する番号。資料番号は、資料の取り込み順に連番で付番されること）の自動付番ができること。	課税資料の資料番号の手動付番もできること。		
1.4.57.		サブシステムで付番した資料番号を取り込み、該当する個人と資料情報を紐づけて管理できること。		
1.4.58.	電子データ（パンチデータ等）の再取込みができること。			
1.4.59.		新年度の受給者番号を個別に修正できること。		
1.4.60.		県庁や警察・市役所など4月に大規模な人事異動を行った事業所分の電子データ給報について、新年度の受給者番号の取り込み（前年度とは異なる受給者番号の紐づけ）ができること。		
1.4.61.	給与収入金額および所得金額調整控除により給与所得を自動算出できること。			
1.4.62.	年金収入金額および年金以外の合計所得により年金雑所得を自動算出できること。			
1.4.63. 他団体回送	他団体回送用に、回送対象として回送先団体名または納税義務者住居地等を設定できること。住民基本台帳に転出入の履歴がある場合はその情報をもとに各種資料登録時に一括で回送先を設定できること。			
1.4.64.	還付申告を取り込んだ場合、該当する給与支払報告書がある場合は、当該給与支払報告書に記載の所得控除も自動で取り込むこと			
1.4.65.	国税連携システムで回送可能なデータ形式でも出力できること。			
1.4.66.	他団体への回送用データとして給報、年報について、総務省形式のCSVレイアウトを回送先の自治体ごとにでも出力できること。また、確定申告書については回送先のほか、国税連携システムで回送処理に必要な情報（年分、局番番号、整理番号、カナ氏名、生年月日、住所、台帳番号、連携データ作成年月日等）を出力できること。	登録された給報や年報などの課税資料の実イメージも回送できること。		
1.4.67.		投入資料が他団体回送に該当する場合、「回送先」「送付文書」「送付資料」「事業所返送」が出力できること。		
1.4.68.		資料回送の回送情報（回送履歴、回送有無、回送日）」の参照、登録、修正、削除できること。		
<b>2. 当初賦課</b>				
<b>2.1. 所得・税額決定</b>				
2.1.1. 合算処理	各種資料の名寄せ、自動合算処理を行い、徴収区分（特別徴収、普通徴収、併用徴収）の設定ができること。また、任意で合算処理結果の修正、削除ができること。自動合算後、個別の合算処理も行えること。			
2.1.2.		合算処理は、複数回実施可能であり、個別資料のエラーチェック処理後のみを対象とすること。また、エラーチェック中の個別資料を抽出できること。		
2.1.3.		給報及び年金のみ先行して賦課資料の合算ができること。		

01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
2.1.4.		年末調整済みの給与支払報告書から所得控除の内容(1表の控除額・2表の各種支払額や扶養の情報・本人該当区分等。ただし住宅借入金等特別控除や住民税に関する事項(同一生計配偶者や年少扶養)は含まない)が反映できること。			
2.1.5.		専従者給与、ワンストップ納税制度、配当割額、株式等譲渡所得割額における控除額等についても自動合算処理ができること。			
2.1.6.		個人住民税申告>確定申告>年末調整済給与支払報告>年末調整未済給与支払報告書・年金支払報告書の優先順位で合算処理ができること。			
2.1.7.		任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を設定して合算処理を実施できること。			
2.1.8.		所得税と異なる課税方式の選択した市県民税申告書について、株式配当所得および株式譲渡所得の課税方式に関する判定が行えること。その場合住民税の翌年度繰越損失を保持できること。			
2.1.9.		賦課資料毎に異なる所得の合算方法が設定できること。重複資料等について課税資料毎に非合算とする設定ができること。			
2.1.10.			確定申告書について還付・省略申告の判定を行い、判定されたものについては所得控除内訳を合算結果に反映させること。その際に、給報については主従判定も合わせておこない主と判定された給報の所得控除内訳を反映させること。		
2.1.11.		併用徴収データの自動作成ができること。			
2.1.12.		自動合算の結果を個別修正(徴収区分を特徴、普徴、併徴に変更)できること。			
2.1.13.		主たる給与の給報の摘要欄に記載されている前職給与額と同額の給報が別の事業所から提出されている場合、同額給報の収入額を無効(非合算)とすること			
2.1.14.		合算後、追加資料を入力した際は、任意のタイミングで再合算処理ができること。			
2.1.15.	合算アラート チェック	合算チェックを行い、的確なアラート(重度のアラート(要修正)、軽微なアラート(要確認))に分けて出力できること。 また、アラートについては指定する任意の条件設定により抽出できること。			
2.1.16.		合算処理時に課税資料単票内での整合性を確認し、アラートを出力できること。 <チェック条件> ・生命保険料控除額と支払額に差異がある ・申告年度が妥当な年度となっていない		アラートのチェック条件については、別紙「【未定稿】01_個人住民税_チェック条件の整理」に記載した条件を基調に、網羅性、チェックタイミング、機能要件の記載粒度等について精査中となる。	
2.1.17.		合算処理時点の資料の重複登録をチェックし、重複がある場合はアラートを出力できること。 <チェック条件> ・申告情報として登録されている情報と最新の資料情報が異なる ・同一事業所から複数枚同一人物の給報が提出されている ・同一事業所から提出された給報・年報が複数登録されている ・特別徴収給報が複数提出されている ・同額の給報・年報の提出がある ・前職合算給報が複数登録されている		アラートのチェック条件については、別紙「【未定稿】01_個人住民税_チェック条件の整理」に記載した条件を基調に、網羅性、チェックタイミング、機能要件の記載粒度等について精査中となる。	
2.1.18.		合算処理時に資料間の整合性をチェックし、アラートを出力できること。 ・申告書と給報・年報の所得金額の合計に違いがない ・確定申告・住民税申告の給与収入額<給報分給与収入額となっている ・確定申告・住民税申告の給与収入額>給報分給与収入額となっている ・確定申告・住民税申告の年金収入額<年報分年金収入額となっている ・確定申告・住民税申告の年金収入額>年報分年金収入額となっている ・前職合算給報の登録があり、かつその他の給報の登録がある		アラートのチェック条件については、別紙「【未定稿】01_個人住民税_チェック条件の整理」に記載した条件を基調に、網羅性、チェックタイミング、機能要件の記載粒度等について精査中となる。	
2.1.19.			主たる給与の給報の摘要欄に記載されている前職給与額と同額の給報が同一事業所から出ている対象者を抽出できること		
2.1.20.			主たる給与の給報の摘要欄に記載されている前職給与額と、別の複数事業所から提出されている給報の給与の合計額が同額の場合(前職が複数である場合を想定)、複数事業所の収入額を無効(非合算)とすること		

01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
2.1.21.	合算処理時に、以下のチェック条件により、アラートを出力できること。 <チェック条件> ・乙欄給報のみで合算処理されている ・確定申告書で年調済み給報の控除額計のみ記載して、内訳が記載されていない場合で、同じ控除額計の給報が提出されていない ・確申・住申の申告書の提出がないが、給報が複数提出されている		アラートのチェック条件については、別紙「【未定稿】01_個人住民税_チェック条件の整理」に記載した条件を基調に、網羅性、チェックタイミング、機能要件の記載粒度等について精査中となる。	
2.1.22.	課税根拠として採用した資料の妥当性を確認すべき対象をチェックし、アラートを出力できること。 <チェック条件> ・扶養関連付けについて採用資料(優先度により自動判定)以外に関連付けがある資料がある ・前職分の給報を合算している		アラートのチェック条件については、別紙「【未定稿】01_個人住民税_チェック条件の整理」に記載した条件を基調に、網羅性、チェックタイミング、機能要件の記載粒度等について精査中となる。	
2.1.23.	課税資料のうち、住民番号が不明な申告情報は、未処理分・処理したが調査に時間がかかる想定(少額の給報等)の保留、海外へ出国するなど調査の必要のない放棄に区分して登録、参照、修正、削除できること。なお、保留については、複数の理由を設定でき、理由ごとに管理できること。			
2.1.24.	住民番号が不明な申告情報で、保留、放棄とした対象は合算処理、税額計算処理の対象外とできること。			
2.1.25.	データ内容チェックでアラートとなった対象者のデータ、及びアラートの内容を確認できること。			
2.1.26.	全体合算後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のアラートリストも確認出力できること。 また、再合算の場合も出力できること。			
2.1.27.	徴収区分(特別徴収(給与、年金)、普通徴収、併用徴収)について、徴収希望に基づき自動的に設定できること。	徴収区分(特別徴収(給与、年金)、普通徴収、併用徴収)について、前年度の給与所得以外の所得の徴収方法に基づき自動的に設定できること。		
2.1.28.	税額計算(期割計算、併用徴収差額計算、年金特別徴収税額計算、退職所得に係る所得割額の計算含む)ができること。計算結果を管理(参照、登録、修正)できること。			
2.1.29.	分離課税の対象となる所得を有する者に係る所得控除の適用順序について、納税者が所得税の確定申告等において適用した順序で住民税の計算ができること。			
2.1.30.		期割計算の期数は、4期から10期までの間で設定が可能なこと。		
2.1.31.		外国税額控除について、控除余裕額及び控除限度額の参照、登録、修正ができること。また、登録内容に基づき、税額計算ができること。		
2.1.32.		当初税額計算時、事業所の宛名番号(事業所内の連番)の付番設定ができること。		
2.1.33.		事業所情報の中で当該番号を確認できること。		
2.1.34.		例月で新規に当該事業所で特別徴収になった者は、当初通知の番号の続きから付番すること。		
2.1.35.	免税生の所得控除計算等に対応すること。			
2.1.36.	純損失などの繰越控除について、翌年度への繰越額の管理ができること。			
2.1.37.		選択課税の管理ができること(繰越控除含む。場合により、住民税所得と所得税所得の別管理ができること)		
2.1.38.		繰越控除について、年度間の整合性チェックができること。		
2.1.39.	【指定都市要件】 所得割の税率(市民税8%・県民税2%)の計算に加え、税源移譲前の税率(市民税6%・県民税4%)についても自動で計算ができること。			
2.1.40.		資料合算後の課税データ(申告支援システムデータ)を取り込み、取り込んだ情報を基に税額計算ができること。		
2.1.41.	本番処理前に税額計算処理の検証ができること。			
2.1.42.		個人の課税額の計算(シミュレーション)を個別に実施できること。		

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
2.1.43.		最新の課税台帳の情報から、全額控除となる寄付金額の上限を算定できること。		
2.1.44.	前年度に納税義務者に通知済みの翌年度仮徴収額を、翌年度の税額計算時に仮徴収額として設定すること。			
2.1.45.	併用徴収の場合、以下の計算方法で、税額を算出できること。 <徴収方法に普通徴収が含まれる場合（普通徴収/給与特別徴収の併用徴収、普通徴収/年金特別徴収の併用徴収、普通徴収/給与特別徴収/年金特別徴収の併用徴収（三併徴）のいずれかの場合）> 以下の順で税額を計算する。 ①全体分（全資料合算内容）で税額計算を実施（全体分税額） ②給与特別徴収分（特別徴収分の給与支払報告書の内容）で税額計算を実施（給与特別徴収分税額） ③年金特別徴収分（年金支払報告書の内容）で税額計算を実施（年金特別徴収分税額） ④全体分税額から「給与特別徴収分税額」、「年金特別徴収分税額」を順に差し引き、残額を「普通徴収分税額」とする。  <徴収方法が給与特別徴収/年金特別徴収の併用徴収の場合> ①全体分（全資料合算内容）で税額計算を実施する。（全体分税額） ②給与特別徴収分（特別徴収分の給与支払報告書の内容）で税額計算を実施する。（給与特別徴収分税額） ③全体分税額から「給与特別徴収分税額」を差し引き、残額を「年金特別徴収分税額」とする。		左記のとおり、統一方針が原則とする。例外処理が必要となる場合は税額等の手入力（強制修正）での運用とする。	
2.1.46.	複数事業者から給与支払いを受けている納税義務者について、以下の条件から、有効とする条件及び優先順位を指定し、給与特別徴収義務者を自動で設定できること。 <条件> ①前年度実績 ②年末調整済 ③給与支払額の多寡			
2.1.47.	給与所得のうち一部だけを特別徴収とする併用徴収処理を設定することが可能であり、特別徴収及び普通徴収の期割計算ができること。			
2.1.48.	控除不足額還付処理	算出所得割額がある場合はまず所得割控除額として控除し、控除不足額がある場合は均等割に充当することができること。		
2.1.49.		併用徴収者であっても、徴収区分ごとの控除額を自動算出し、控除不足額が生じる場合の管理もできること		
2.1.50.		当初課税時の控除不足額は、均等割への自動充当ができること。なお、年金特別対象者は自動充当の対象外とできること。		
2.1.51.	控除不足額を均等割に充当してもなお、控除すべき額が存在する場合に還付額として管理できること。			
2.1.52.	【指定都市要件】 算出所得割額がある場合はまず所得割控除額として控除し、控除不足額がある場合は均等割・所得割に充当することができること。		株譲割配当割は市民税3/5・県民税2/5の割合だが、政令市の場合、所得割の市民税県民税の割合が4:1となる。このため、「市の所得割控除額として控除できる金額<市所得割額」、「県の所得割控除額として控除できる金額>県所得割額」となり、所得割控除後残っている場合がある。上記の際に、「県の所得割控除額として控除できる金額」を「市所得割額」に充当することを想定した機能。	
2.1.53.		【指定都市要件】 当初課税時の控除不足額は、均等割・所得割への自動充当ができること。なお、年金特別対象者は自動充当の対象外とできること。	同上	
2.1.54.	【指定都市要件】 控除不足額を均等割・所得割に充当してもなお、控除すべき額が存在する場合に還付額として管理できること。		同上	
2.1.55.		非課税者で還付額がある者、戻入額が生じる者、課税者で還付額がある者について、還付通知とは別に通知文書を作成できること。		

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装しなくても良い機能		
2.1.56.	租税条約にかか る免除	租税条約減免・租税条約非課税を登録、参照、修正、削除し、一部減免または税額が発生しないようにできること。	租税条約減免・租税条約非課税の情報について下記項目を登録、参照、修正、削除できること <管理項目> 届出税務署名 届出日 届出様式番号 租税条約適用国・該当条文 国籍 日本国内における居所 入国日 在留期間 在留資格 恒久的施設の有無(有なら所在地・名称等) 報酬・給与の支払者に関する事項(氏名又は名称、住居又は本店の所在地、個人番号【法人番号】、日本国内にある事務所) 支払者から支払を受ける報酬・給与で租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項	
2.1.57.			各所得ごとに、根拠(省令・通知(通達))別に「免除」「非課税」の設定ができること。 『うち課税所得・非課税所得』『課税所得有で免除により税額なし』別の管理をすることができること。その内容を、適切に課税・非課税証明書に表示させることができること。	
2.1.58.			所得金額の入力時に、租税条約に該当する給与収入金額を、全体の給与収入金額の内訳として管理できること。	
2.1.59.			租税条約該当者について、提出された届出書の内容(事業者、該当条約、適用年度等)が管理できること。	
2.1.60.	事業所・家屋敷 課税	住所はないが課税団体内に事業所や家屋敷を有する者を対象に、住所地での課税とは別に均等割課税ができること。	事業所・家屋敷課税対象者の「本課税地」を参照、登録、修正、削除できること	
2.1.61.	名寄台帳出力		名寄台帳を一括作成できること (課税資料を世帯ごとの一覧で確認できる台帳)	
2.1.62.	課税台帳出力		課税台帳を一括作成できること (賦課の情報を個人ごと確認できる台帳)	
2.1.63.	予納処理		予納対象者について、以下の情報を登録、参照、修正、削除できること。 ・予納であること(予納の希望を含む) ・予納があった年月日	
2.1.64.			予納対象者について、予納額の計算ができること。	
2.1.65.			予納対象者について、予納額を計算し、納付書の出力ができること。	
<b>2.2. 扶養・控除対象配偶者の確認</b>				
2.2.1.	扶養・控除対象 配偶者否認	配偶者・被扶養者の所得や年齢区分によって自動で扶養・控除対象配偶者・特別控除対象配偶者、同一生計配偶者、所得金額調整控除対象扶養の否認処理ができること。 また、処理に基づき否認データが自動で作成され、再度扶養が取り直しされたら更新することができること。  ※自動否認は、当該配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる所得を超えている、及び当該被扶養者が扶養控除の対象となる所得を超えている、専従者であるものを対象に実施する。		
2.2.2.		否認処理を自動で実施するか、手動とするかの選択ができること。		
2.2.3.		生年月日に応じて扶養控除の区分および配偶者控除、老人配偶者控除を自動で判断できること。		
2.2.4.			否認処理は配偶者・被扶養者を分けてそれぞれ任意のタイミングでできること。	
2.2.5.			否認対象が扶養障害者であれば同時に否認すること。	

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
2.2.6.	配偶者控除と配偶者特別控除の双方向への自動及び手動で切替ができること。			
2.2.7.	扶養者が記載している「配偶者の合計所得」と「配偶者の賦課データにある合計所得」のうち高い方を優先し、扶養・控除対象配偶者否認の処理と合わせて、配偶者特別控除額の区分の自動判定も実施できること			
2.2.8.		控除額が変わる配偶者特別控除から配偶者特別控除への自動切替（控除額が下がる場合に限り）ができること。		
2.2.9.	配偶者控除から同一生計配偶者（控除なし）への自動切り替えができること。			
2.2.10.	国外扶養情報の申告状況を管理できること。			
2.2.11.	扶養・控除対象配偶者否認データを、地方税共同機構が指定する国税連携用CSVで作成できること。		2.2.1.の機能で作成したデータを国税連携で送付するための機能を想定している。	
2.2.12.	被扶養者の推定特定	各資料のマイナンバー及びカナ氏名により世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの専従者情報を一括登録できること。 上記の判定ができない場合は、前年度実績より扶養対象候補者を抽出しつつ、各資料の扶養人数及び扶養区分より世帯内の扶養対象者を判定し、扶養情報を一括で自動登録、入力済みの専従者情報を一括登録できること。 また、扶養区分相違者の抽出もできること。		
2.2.13.		各資料の登録情報、税額計算処理で確定した情報に基づき、世帯情報（配偶者）を更新できること。		

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
2.2.14.		被扶養者について、同一世帯内で自動設定されたもの、前年度実績で自動設定されたもの、調査結果として登録されたものの別が判別可能なよう管理できること。 また、マイナンバー等により個人が特定できる形で設定されたものと、人数や年齢から推定して設定されたものが判別可能なよう管理できること。		
2.2.15.	自動判定により、被扶養者、配偶者等の世帯情報を更新したものをリスト（データ）で抽出ができること。			
2.2.16.		被扶養者、配偶者等を自動判定する際に、「判定不可能」や「他にも候補がある」等の適切なアラートを出力すること。 また、その対象者をリスト（帳票）出力できること。		
2.2.17.	特定不能扶養者抽出	世帯の内外を問わず、特定不能の被扶養者等の扶養者を抽出し、確認ができること。		
<b>2.3. 住登外課税処理</b>				
2.3.1.	住登外課税管理通知作成	他自治体に送付する、住登外課税通知（eLTAXデータ）を自動（一括）または任意で作成ができること。	他自治体に送付する、住登外課税通知（eLTAXデータ）を現年度及び過年度を問わず自動（一括）または任意で作成ができること。	
2.3.2.		他自治体に送付する、住登外課税通知（紙）を作成ができること。	他自治体に送付する、住登外課税通知（紙）を現年度及び過年度を問わず任意で作成ができること。	
2.3.3.			【指定都市要件】 指定都市は、課税地市町村コードに行政区コードでなく市町村コードを設定し、他自治体に送付する、住登外課税通知（紙及びeLTAXデータ）を作成できること。	
2.3.4.			住登外通知の通知結果（未通知・通知済）を登録、参照、修正できること。	
2.3.5.		住登外通知が通知済みの対象者について、通知先団体を変更の上、再度住登外通知の作成ができること。	住登外通知が通知済みの対象者について、通知先団体を変更の上、現年度及び過年度を問わず再度住登外通知の作成ができること。	
2.3.6.			住登外通知が通知済みの対象者について、通知先団体の変更の有無を問わず、再度住登外課税通知の作成ができること。	
2.3.7.		住登外通知を作成した際に、住登外通知の通知結果を自動で更新（通知済として登録）できること。		
2.3.8.			住民記録情報及び住登外者情報に紐づけができないまま残っている特別徴収の対象者データを住登外者として自動的に登録できること。 住登地の登録がない場合は特別徴収義務者宛に住所照会の文書を作成できること。	
2.3.9.	他自治体課税対象者管理	他自治体からの住登外課税通知に基づき、他自治体課税対象者を管理できること。	他自治体課税対象者の住民登録外課税先自治体コードを管理できること	

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
2.3.10.	他自治体からの住登外課税通知（eLTAXデータ）を取り込めること。			
2.3.11.	取り込んだ電子データ住登外税通の疑似イメージを生成し、登録、参照、修正、削除できること。作成したイメージは印刷ができること。			
2.3.12.		住登外通知された対象者が当自治体でも課税となっている場合（二重課税）及び対象者が特定できない場合、通知が重複したもの、被扶養者であるものの確認ができること。		
<b>2.4. 転勤退職処理</b>				
2.4.1.	両年度異動処理	現年度の転勤退職者異動情報を把握し、両年度異動処理が必要な対象者に対し、新年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。当初賦課作業期間については、給与支払報告書の退職日、就職日と異動届の異動年月日と比較し、後から提出された徴収区分とすること。 また、転勤・退職の更新対象は以下の条件で抽出すること。 ・【転勤】前年度の最新異動履歴が転勤処理、かつ前年度の異動前の事業所と新年度の特別徴収義務所が一致するもの。 ・【退職】前年度の最新異動履歴が退職処理かつ前年度退職処理前と今年度の特別徴収義務者が同一の者。		
2.4.2.			特別徴収切替届出による異動情報を把握し、両年度異動処理が必要な対象者に対し、新年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。	
2.4.3.		転勤退職処理について、申告支援システムで入力した情報を申告支援システムからの情報を取り込めること。		
2.4.4.			両年度異動処理の結果、新年度賦課情報を変更した対象の一覧を出力できること。	
2.4.5.			前年度異動届出書が提出があったもののうち、両年度異動処理で新年度処理できなかった対象の一覧を出力できること。	
2.4.6.			両年度異動処理の実施前に、処理の対象者を出力できること。	
2.4.7.			両年度異動処理の除外対象の設定ができること。	
2.4.8.			新年度のみ受給者番号を変更する場合や、旧年度一括徴収しても新年度特別徴収になるといったケースにも対応できること	
2.4.9.			同一人に対して、両年度異動処理の対象期間内に複数回の異動が行われた場合、自動反映の対象から外し、確認リストの出力対象とすること。	
2.4.10.			両年度異動処理の対象期間を任意に設定できること。	
2.4.11.			給報と異動届での特普の優先順位を確認するため、一定期間に処理した病休・育休異動者のリストを両年度処理にて出力できること。	
2.4.12.			現年度と新年度で取扱いが異なる異動届の場合の対処が容易にできること。	
2.4.13.		両年度処理の後の再就職したものについて、最新の異動情報を基に、一括で翌年分も特別徴収とできること		
2.4.14.			退職者が再就職により再度特別徴収となった対象の一覧を出力できること。	
2.4.15.			退職者が再就職により再度特別徴収となったが、徴収区分の変更ができなかった対象の一覧を出力できること。	
<b>3. 更正</b>				
<b>3.1. 未申告・修正申告処理</b>				

01 個人住民税 標準仕様書（案） 01 機能要件

参考資料2

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】	
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
3.1.1.	未申告者管理	一定の条件（前年度情報、年齢、被扶養者情報、国保世帯主、未申告フラグ、法定調書（報酬等の支払調書））を指定し、未申告者として登録、参照、修正、削除できること。				
3.1.2.			未申告者について、一部未申告（営業・農業・不動産）、完全未申告の別を管理できること。 また、個別に、一覧抽出や未申告通知の発送対象とするかどうか、手動で設定ができること。			
3.1.3.		除籍されていない事業者で、給与支払報告書の提出がない事業所を抽出できること				
3.1.4.			国外に出国していると過去に申告があった者の出国期間を入力でき、抽出できること。			
3.1.5.	未申告案内通知（催告書）・簡易申告書等作成	抽出した未申告者について、未申告案内通知（催告書）・住民税申告書（または、簡易申告書）の作成ができること。	抽出した未申告者について、未申告案内通知（催告書）・住民税申告書（または、簡易申告書）の作成ができること。 データで一括出力も可能なこと。			
3.1.6.			未申告者について、一部未申告（営業・農業・不動産）、完全未申告の別で、条件指定し、一覧・通知の出力ができること。			
3.1.7.			外部データを取り込み、未申告案内通知（催告書）・住民税申告書（または、簡易申告書）の作成対象者とできること。			
3.1.8.			未申告案内等を送付してもなお未申告のものに対し、調査書（催告書）を作成できること			
3.1.9.	申告情報管理	未申告者等から送付されてくる簡易申告書、修正申告書等の情報を登録し、基本情報、申告情報の更新、参照、登録、修正、削除ができること。				
3.1.10.			申告等の異動があり、更正処理があったものの内、未申告者のままである対象を抽出できること。			
<b>3.2. 調査課税処理</b>						
3.2.1.	調査情報管理	各種調査の調査結果を登録、参照、修正、削除できること。 <各種調査> 【対象：納税義務者】 ・本人特定のための調査 ・被扶養・同一生計配偶者・所得金額調整控除対象扶養親族等の控除対象の配偶者特定のための調査 ・課税対象者・被扶養者・同一生計配偶者・所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査 【対象：被扶養者・同一生計配偶者・所得金額調整控除対象扶養親族等】 ・所得の確認のための調査 ・障害情報の確認のための調査 【対象：特別徴収義務者】 ・課税対象者特定のための調査 ・被扶養・同一生計配偶者・所得金額調整控除対象扶養親族等の特定のための調査 ・被扶養・同一生計配偶者・所得金額調整控除対象扶養親族等の所得の確認のための調査 ・課税対象者・被扶養者・同一生計配偶者・所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査 【対象：他団体】 ・被扶養・同一生計配偶者・所得金額調整控除対象扶養親族等の者所得の確認のための調査（被扶養者が管外の居住者の場合） ・被扶養・同一生計配偶者・所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査（被扶養者が管外の居住者の場合） ・情報提供ネットワークシステムで照会し、その結果を取り込み、管理できること。	各種調査の調査結果を管理（登録、参照、修正、削除）できること。 <各種調査> 【対象：納税義務者】 ・二重扶養調査（2名以上の同一生計者のうちいずれか1名の扶養とするため、納税義務者へ扶養主をどちらとするか照会をする。） 【対象：自団体の戸籍所管課】 ・被扶養・同一生計配偶者・所得金額調整控除対象扶養親族等との続柄確認のための戸籍調査 【対象：他団体】 ・被扶養・同一生計配偶者・所得金額調整控除対象扶養親族等との続柄確認のための戸籍調査（納税義務者の本籍が管外の居住者の場合）			
3.2.2.			各種調査にかかる調査業を出力できること。			
3.2.3.			給与支払報告書に就職日、退職日が記載されているものについて、就職日、退職日、給与収入額を指定し、抽出ができること。 また、該当者に対して、調査書を出力できること。			
<b>3.3. 減免処理</b>						
3.3.1.	減免情報管理	減免決定時に許可の情報を管理できること。				
3.3.2.		減免の区分を登録、参照、修正、削除できること。				

01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】	
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
3.3.3.			減免決定後に更正処理があった対象の抽出ができること。		
3.3.4.	減免額入力	所得割・均等割（個人住民税、都道府県民税別）の減免額を個別入力できること。	所得割・均等割（個人住民税、都道府県民税別）の減免額を一括入力できること。		
3.3.5.		所得割・均等割（個人住民税、都道府県民税別）の減免額を、一律に設定できること。			
3.3.6.		税額や減免割合等を入力することで自動で市区町村税・都道府県民税の減免額が計算できること。			
3.3.7.		減免の区分ごとに減免割合を登録、参照、修正、削除できること。			
3.3.8.		減免区分ごとの減免割合に応じて、減免額を計算できること。			
3.3.9.		減免額を手入力し、手入力した値で減免処理ができること また、減免額の手入力は、徴収区分及び期別ごとに個別入力できること。			
3.3.10.		減免前所得割額を端数切捨て前で保持できること。減免後端数が生じる場合は、所得割として端数保持できること。			
3.3.11.		期別減免処理	減免決定後の更正処理で、自動で減免期間を判定できること。		
3.3.12.			減免の開始期を任意に指定できること。また、開始期を指定した対象については、減免期間の自動判定の対象外とすること。		
3.3.13.				減免決定通知書及び減免却下通知書を個別/一括で出力できること。 また、減免決定通知書は、通知日を指定して発行できること。	
<b>3.4. 特別徴収異動処理</b>					
3.4.1.	特別徴収異動情報管理	特徴義務者から送付されてくる各種申請情報（異動届出書、特徴切替申請、所在地変更申請等）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 また、個別での更新、参照、登録、修正、削除ができること。なお、履歴情報の管理もできること。			
3.4.2.			事業所単位に所属する個人を複数指定し、転勤・退職の登録ができること。		
3.4.3.			特別徴収義務者から提出される異動データ（受給者番号欄に記載した所属情報の変更）を取り込み、登録済みの受給者番号を登録、修正できること。		
3.4.4.			eLTAXと連携して異動届出書、特徴切替申請データを取り込み、一括更新できること。また、一括更新できなかった対象の一覧を出力できること。		
3.4.5.		特別徴収義務者から提出される異動データ（受給者番号欄に記載した所属情報の変更）に基づき、登録済みの受給者番号を個別に登録、修正できること。	特別徴収義務者から提出される異動データ（受給者番号欄に記載した所属情報の変更）に基づき、登録済みの受給者番号を一括更新（登録、修正）できること。		
3.4.6.	納期特例情報管理	納期特例の対象事業所に属する個人の納期変更を一括処理できること。 納期特例の情報については、前年情報を基に引継も可能であること。			
3.4.7.		年度の途中からでも納期特例の対象事業所に属する個人の納期変更に対応できること。			
3.4.8.			納期の特例承認通知書（決定内容の記載あり）を出力できること。		
<b>3.5. 年金特徴異動処理</b>					
3.5.1.	年金特別徴収処理結果情報管理（eLTAX連携）	eLTAXと連携して年金特別徴収処理結果情報（22通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	eLTAXと連携して年金特別徴収処理結果情報（22通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。		
3.5.2.	年金特別徴収停止処理結果情報管理（eLTAX連携）	eLTAXと連携して年金特別徴収停止処理結果情報（42通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	eLTAXと連携して年金特別徴収停止処理結果情報（42通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。		
3.5.3.			取込んだ情報から、年金特別徴収停止の根拠を管理できること。		
3.5.4.		eLTAXと連携して特別徴収税額等変更通知の処理結果情報（64通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	eLTAXと連携して特別徴収税額等変更通知の処理結果情報（64通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。		
3.5.5.		eLTAXと連携して特別徴収税額通知処理結果情報（02通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新ができること。	eLTAXと連携して特別徴収税額通知処理結果情報（02通知）を取り込み、年金特別徴収情報の更新した対象者を出力（紙・データ・画面）できること。		

01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
3.5.6.		年金特徴のeltaxとの連携処理履歴（通知の種類・各種区分・処理結果等）を参照できること。		
3.5.7.	介護保険情報に基づく年金特別徴収対象者更新処理	01通知処理において、介護保険料の特別徴収対象者でない場合には年金特別徴収を停止し、その理由を管理できること。		
3.5.8.		介護保険システムから、介護保険の特別徴収対象者情報を取り込めること。		
<b>3.6. 更正(当初・例月)処理</b>				
3.6.1.	更正処理	未申告・修正申告処理、各種調査課税処理、減免処理、特別徴収異動処理等に基づき、更正処理（課税情報の更新）を行い、更新結果を登録、修正、削除できること。		
3.6.2.		異動入力があり、更正処理の対象となるものを出力できること。 また、出力した内容から、異動対象者と対象者ごとの異動内容を確認できること。		
3.6.3.		eLTAXと連携して国税連携データ（e-tax、KSKの1~4表及びe-taxの添付資料データ）を取り込み、取り込んだ資料を基に更正処理が行えること。	eLTAXと連携して国税連携データ（全帳票要閲覧データ）を取り込み、取り込んだ資料を基に更正処理が行えること。	
3.6.4.		同一更正期間内に、複数回の更正処理ができること。		
3.6.5.			課税情報の前後が記載されている課内で決裁をとるための帳票が発行できること。	
3.6.6.		更正処理に基づき、一括で税額計算（期割（月割）計算含む）ができること。		
3.6.7.			更正処理に基づき、一括で不足税額計算（期別（月割）計算及び不足税額に係る延滞金含む）ができること。	
3.6.8.		配偶者所得更正処理時に配偶者特別控除の適用額の切替が自動でできること。		
3.6.9.		変更がない情報を含め、更正前後の情報を以下の項目を確認可能な様式で出力できること。 <確認項目> ・更正の対象年度 ・更正の対象者 ・更正前後の課税情報 ・更正対象者の特別徴収義務者 ・併用徴収の対象者の場合は徴収方法ごとの課税情報 ・更正の結果に基づき変更を開始する徴収月（期）	変更がない情報を含め、更正前後の情報を以下の項目を確認可能な様式で出力できること。 <確認項目> ・更正日 ・更正理由	
3.6.10.		承継人が複数設定され、代表者の届け出がない場合は、税額を按分した承継人宛の通知書を作成できること。 また、按分した税額については収滞納業務への受け渡しも可能なこと。		
3.6.11.		個別に即時の更正処理、税額計算ができること。		
3.6.12.		課税権の無いことが判明した者の賦課を更新（税額確定）後であっても取り消すことができること。		
3.6.13.			賦課保留の機能を有し、賦課保留としたものについては、調定に計上されないこと。（収納対象から除外する）	法令に規定がない事務の取り扱いについて、全体方針を整理したのち、要求事項の再精査を予定している。

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
3.6.14.	更正（アラートチェック）	<p>更新処理前に、異動内容のアラートチェックができること。</p> <p>&lt;チェック条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本情報、世帯情報、事業所情報、特別徴収義務者情報等との整合性チェック</li> <li>入力時のマイナスチェック</li> <li>控除額の限度額チェック <ul style="list-style-type: none"> <li>各譲渡所得の特別控除額が譲渡所得額を超える場合</li> <li>山林所得の特別控除額が所得額を超える場合</li> </ul> </li> <li>入力値と計算値が異なる場合のチェック <ul style="list-style-type: none"> <li>収入から所得への換算</li> <li>生命保険料、地震保険料の支払額から控除額への換算</li> <li>所得額、控除額計の整合性</li> </ul> </li> <li>配偶者控除の所得チェック <ul style="list-style-type: none"> <li>控除対象配偶者の所得のチェック</li> <li>配偶者特別控除の所得のチェック</li> </ul> </li> <li>住宅借入金等特別控除のチェック <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅借入金等特別控除額が計算値と入力値で異なる場合</li> </ul> </li> <li>配当所得のチェック <ul style="list-style-type: none"> <li>更正対象者が被扶養者で所得が38万円を超えた場合</li> <li>配偶者の所得が変更になった場合（配偶者控除・配偶者特別控除を取っている者の更正処理の要否の確認用）</li> <li>配当割額控除・株式等譲渡割額控除がある方の税額が変更となる場合（充当の再計算を行うかどうかの確認用）</li> <li>年金からの特別徴収対象者の場合、年金からの特別徴収の対象となる所得に年金に係る雑所得以外の所得（収入）が含まれている場合</li> <li>障害者扶養の人数が、扶養の人数を上回っている場合</li> <li>男性なのに寡婦控除の入力がある場合など、配偶者の死別または離別等による控除に関する論理的なエラーのチェック</li> <li>所得税における公益社団法人等寄付金控除（税額控除）、認定NPO法人寄付金（税額控除）、寄付金（所得控除）の入力があるが、住民税に関する事項の寄付金税額控除に関する入力がない場合</li> <li>全ての所得・収入に金額の入力がない場合</li> </ul> </li> </ul>		アラートのチェック条件については、別紙「【未定稿】01_個人住民税_チェック条件の整理」に記載した条件を基調に、網羅性、チェックタイミング、機能要件の記載粒度等について精査中となる。
3.6.15.		異動分のデータの整合チェックができること。		アラートのチェック条件については、別紙「【未定稿】01_個人住民税_チェック条件の整理」に記載した条件を基調に、網羅性、チェックタイミング、機能要件の記載粒度等について精査中となる。
3.6.16.	更正日、更正事由	<p>異動事由、異動日、更正日、確定申告日、通知事由を管理（登録、参照、修正、削除）できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異動事由：異動登録が必要となった事由</li> <li>異動日：異動登録を実施した日付</li> <li>更正日：異動登録の情報に基づき、更正処理を実施した日付</li> <li>確定申告日：確定申告書の提出がされた日</li> <li>通知事由：通知書に印字する通知事由</li> </ul>		
3.6.17.	更正（帳票印刷）	更正結果に基づき、各種通知書（税額変更通知書・納税通知書等）を作成できること。通知書の発送者一覧が出力（紙・データ）できること。		
3.6.18.	更正（徴収方法と期割）	個人の所得や税額の変更を行わず、期割（月割）税額及び納期限を変更できること。納期限については一括または個別に変更できること。		
3.6.19.		年度ごとに更正処理時に参照する、変更開始月（または変更開始期）ごとの納期限を設定できること。		
3.6.20.		期割、月割の計算について、全ての徴収方法で徴収済月（または徴収済期）までの期割は変更せず、変更開始月（または変更開始期）から残りの税額を期割（月割）計算できること。また、変更開始月（または変更開始期）が確認できるよう、収納状況を容易に参照できること。		
3.6.21.		退職等により徴収方法に変更があった場合には特別徴収から普通徴収、または普通徴収から特別徴収へ変更できること（誤処理や新規課税の対応のため年金特別徴収に係る変更を含む）。		
3.6.22.		普通徴収での納期到来分で徴収済の期割は変更せず、変更開始月から残りの普通徴収課税額を異動後の特別徴収義務者で期割（月割）計算ができること。		
3.6.23.		異動元の特別徴収義務者での徴収済月までの期割は変更せず、変更開始月から残りの特別徴収課税額を異動後の特別徴収義務者において期割（月割）計算ができること。		
3.6.24.	異動元の特別徴収義務者（年金特別徴収含む）での徴収済月までの期割は変更せず、変更開始月から残りの特別徴収課税額を普通徴収において期割計算ができること。			
3.6.25.	一括徴収処理として任意の月を指定すると、翌月以降の徴収額を設定した月に寄せられること。			
3.6.26.	徴収済月（期）、変更開始月（期）を任意に指定できること。			
3.6.27.	徴収済月（期）、変更開始月（期）を任意に指定が可能な期間を徴収方法ごとに設定できること。			
3.6.28.			当初・例月問わず、年金特別徴収の対象か非対象かを任意選択することができること。	
3.6.29.	更正（併用徴収）	普通徴収もしくは特別徴収者を併用徴収者とすることができること。		
3.6.30.		普通徴収税額、給与特徴税額、年金特徴税額を任意に設定することができること。		

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
3.6.31.		特別徴収者の一部の給与のみを普通徴収とすることが出来ること。		
3.6.32.	当初課税時の計算方法と同様に、併用徴収時の税額を算定できること。			
3.6.33.		更正があるごとに、均等割を含む按分値を計算し、未到来納期で按分した金額を反映すること。		
3.6.34.	普通徴収を行っている者に対して特別徴収を追加し、併用徴収とする場合には、特別徴収及び普通徴収の期割(月割)計算ができること。			
3.6.35.	併用徴収者を、普通徴収もしくは特別徴収のみの課税に変更することができること。 また変更後に再度併用徴収にできること。			
3.6.36.	併用徴収から普通徴収のみに変更した場合、普通徴収期割に普通徴収の変更開始期から特別徴収課税額の残額を追加した期割税額に変更できること。			
3.6.37.	給与特別徴収、年金特別徴収、普通徴収を組み合わせた全ての徴収方法(単一、二種、三種のいずれかへの変更や二種から二種への変更等)に対応できること。 <徴収方法変更の例> ・給与特別徴収者に普通徴収または年金特別徴収の追加 ・普通徴収者に給与特別徴収または年金特別徴収の追加 ・給与特別徴収及び年金特別徴収の併用徴収者を普通徴収及び年金特別徴収の併用徴収者への変更(退職等の対応) ・給与特別徴収及び年金特別徴収の併用徴収者や普通徴収及び年金特別徴収の併用徴収者の年金特別徴収の停止 ・普通徴収及び年金特別徴収に給与特別徴収の追加(三併徴への変更)等			
3.6.38.		併用徴収に関する徴収区分の変更を行ったとき、変更開始期(月)以前の期割(月割)額を変更しないことができること。		
3.6.39.	更正(例月)	今回月次処理による通知発送の対象となっている者のうち、死亡者の一覧を作成することができること。 死亡者には相続人代表者(納税承継人)の設定有無を管理できること。	今回月次処理による通知発送の対象となっている者のうち、出国者・職権消除者の一覧を作成できること。	
3.6.40.			死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ・納税義務者の氏名、住所、生年月日、死亡日 ・口座の登録情報 ・配偶者の有無 ・世帯員の有無 ・相続代表人指定情報	
3.6.41.			相続人代表者設定後初めて通知書を発行する際に、相続人代表者指定通知書を自動で印刷できること。 また、指定通知書の発行履歴を手動で登録、修正できること。	
3.6.42.	更正時の参考データ照会	全ての項目について選択年度の前年度との比較が容易にできること。		
3.6.43.		繰越損失に関して、選択年度以前5年度からの比較が容易にできること。		
3.6.44.			同年度内で通知済みの異動情報について、全ての項目の全課税履歴(最新情報までの経緯)を容易に確認できること。	
3.6.45.			全ての項目について選択年度以前過去7年度との比較が容易にできること。	
3.6.46.		収納情報との比較が容易にできること。		
3.6.47.			更正決定前でも、特別徴収義務者毎に月別の納付額集計機能を有すること	
3.6.48.	生活保護	1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者について、当初課税では、自動的に非課税とすることができること。 また、(1期更正を含め)当初課税後は、個別の入力により指定の税額を免除とすることができること。		

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
3.6.49.			不正受給等により、遡って同日開廃となった者について、一覧等の出力やアラート表示による特定が可能なこと。 また、該当者がすでに減免済みの場合は減免を取り消すまで、上記の対象者として特定が可能であること。		
3.6.50.		1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けており、非課税とする対象者について、個別に追加・取消ができること。			
3.6.51.		個別に生活扶助による非課税対象者の追加・取消を行ったものについて、非課税に変更、非課税の取消ができること。			
3.6.52.	租税条約にかか る処理		1月1日現在、租税条約により非課税となる者について、(1期更正を含め)当初課税後は、個別の入力により非課税とすることができること。		
3.6.53.			1月1日現在、租税条約により非課税となる者について、個別に追加・取消ができること。		
3.6.54.			個別に租税条約による非課税対象者の追加・取消を行ったものについて、非課税に変更、非課税の取消ができること。		
<b>3.7. その他更正処理</b>					
3.7.1.	過年度更正	過去8年分の更正(現年含む)ができること。 過年度の該当賦課情報を引継いで、更正を行うことができること(課税年度と調定年度を管理すること)。 但し、3年超の増更正や5年超の減更正については、チェックが行われていること。			
3.7.2.		過年度更正が、増額・減額(税額が変わらないものも含む)の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力時期及び回数の制限無く行えること。			
3.7.3.			過年度更正について、必要に応じ任意に入力時期の制限を行えること。		
3.7.4.		過年度更正において特別徴収の税額が増加になった場合、増額分を自動で普通徴収の随期徴収とすることができること。			
3.7.5.			過年度普通徴収を過年度特別徴収に切り替えできること。		
3.7.6.		過年度減額を行う場合、現年度調定減、過年度調定減、滞納繰越調定減のいずれ(重複する場合もあり)になるかを自動で判断し、収納の調定額や各種帳票に適切に反映できること。			
3.7.7.			過年度減額処理を取消した場合に、収納の調定額に適切に反映できること。		
3.7.8.	職権修正	以下の対象項目について、職権による強制入力ができること。職権による強制入力の場合でも異動履歴(異動履歴画面でシステムユーザーが確認可能な情報を想定)、操作履歴(操作ログとしてシステム管理者が確認可能な情報)は残ること。 <対象項目> ・月割額 ・月割充当額 ・回数割額 ・翌年仮徴収額 ・期割額 ・期割充当額 ・年特分期割額 ・年特徴収済月 ・均等割の強制課税 ・強制非課税			
3.7.9.		個人の課税台帳ごとに課税内容の強制入力(自動計算によらない直接入力)ができ、チェックをかけてアラートを表示させることができること。			
3.7.10.		すべての徴収区分における期割(月割)税額を強制入力(直接入力)することができ、チェックをかけてアラートを表示させることができること。			

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
<b>4. 交付</b>				
<b>4.1. 給与特別徴収税額通知発行</b>				
4.1.1.	特別徴収税額決定・変更通知書発行	当初処理、更正処理の結果に基づいた、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者・納税義務者用）（当初、更正分）を通知日を指定して一括及び個別で発行できること。通知書の発送者一覧が出力できること。	当初処理、更正処理の結果に基づいた、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者・納税義務者用）（当初、更正分）を通知日を指定して一括及び個別で発行できること。データで一括出力も可能なこと。通知書の発送者一覧が出力できること。	
4.1.2.		税額等の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。		
4.1.3.		事業所ごとの税額、期割月割額、徴収区分の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）は一括発行の対象外となること。		
4.1.4.			事業所情報の送付希望に応じて、通知書等の発行ができること。	
4.1.5.			新規非課税者の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は更正処理に基づく一括発行の対象外とするかを選択できること。	
4.1.6.	特別徴収納入書発行	任意で事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書（紙）を一括または個別に発行できること。また、例月処理により、新たに特別徴収義務が発生した事業所を対象として、納入書を一括発行する場合、税額が発生した月分以降を自動で判定して発行すること。	任意で事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書（データ）を一括または個別に発行できること。例月処理により、新たに特別徴収義務が発生した事業所を対象として、納入書を一括発行する場合、税額が発生した月分以降を自動で判定して発行すること。	
4.1.7.			更正処理の結果、非課税から課税または均等割のみから増額となった事業所を対象に、納入書を一括発行するかを選択できること。	
4.1.8.			任意に複数の事業所を指定し、総務省指定様式の特別徴収納入書（紙）を一括で発行できること	
4.1.9.			納入書の一括発行とあわせて、予備分の納入書を発行できること。なお、予備分の枚数については、一括発行時に設定できること。	
4.1.10.			納期特例を承認した事業者に対して、開始日以降の総務省指定様式の特別徴収納入書（紙）の前期、後期分（12月以降は後期分のみ）を一括または個別に発行できること。	
4.1.11.		税額が発生しない月や納付済みの月分の納入書は出力しない。		
4.1.12.			税額の印字の有無を任意で設定し、納入書の一括または個別の発行ができること。	
4.1.13.		納入書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。		
4.1.14.		前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。		
4.1.15.	電子データ通知作成（光ディスク等用）	光ディスク等の磁気媒体による給与支払報告書の提出があった事業者に対して、磁気媒体用の特別徴収税額通知電子データを一括または個別に作成できること。		
4.1.16.	電子データ通知作成（eLTAX連携用）	eLTAX連携用の特別徴収税額通知・変更通知電子データ（正本・副本）が一括または個別に作成できること。		
<b>4.2. 普通徴収納税通知発行</b>				
4.2.1.	普通徴収納税通知書等発行	当初処理、更正処理の結果に基づいた、普通徴収納税（決定・変更）通知書（当初、更正分）を通知日を指定して一括及び個別で発行できること（現年度分及び過年度分）。通知書の発送者一覧が出力できること。なお、一括発行前に個別発行したときは、一括発行の対象外とできること。	当初処理、更正処理の結果に基づいた、普通徴収納税（決定・変更）通知書（当初、更正分）を通知日を指定して一括及び個別で発行できること（現年度分及び過年度分）。データで一括出力も可能なこと。通知書の発送者一覧が出力できること。なお、一括発行前に個別発行したときは、一括発行の対象外とできること。	
4.2.2.			職権で相続人が登録されている場合、「相続人代表者指定通知」もあわせて出力できること。また、必要に応じて個別に「相続人代表者指定通知」を発行できる。	
4.2.3.		特別徴収の過年度減額通知を更正通知書の様式で発行できること。		

01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
4.2.4.			普通徴収納税(決定・変更)通知書の発行は一括送付分と、個別対応分を分けて発行できること(現年度及び過年度分)。また個別対応の事由を一括及び個別で任意に設定できること。		
4.2.5.		税額等の変更がない更正処理による納税通知書は一括発行の対象外とできること。			
4.2.6.			新規非課税者の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対象外とできること。		
4.2.7.		以下の項目を指定して、通知書の山分けができること。 <指定項目> ・課税年度 ・徴収方法 ・郵便番号(指定した複数の郵便番号(郵便局単位)) ・納付書の枚数 ・本人死亡			
4.2.8.		通知書に印字する通知事由は以下から該当する内容を全て印字できること。 <通知事由> 市申告書による・所得税申告書による・給報の提出による・資料により新規課税・所得税申告による・資料により変更・所得税更正決議書による・減免による・所得税資料による・年金資料による・所得内容の変更・給与所得の変更による・事業所得の変更による・配当所得の変更による・雑所得の変更による・譲渡所得の変更による・雑損控除額の変更による・医療費控除額の変更による・社会保険料控除額の変更による・小規模企業共済等掛金控除額の変更による・生命保険料控除額の変更による・損害保険料控除額の変更による・寄付金控除額の変更による・配偶者控除・配特控除の変更による・配偶者控除の変更による・配偶者特別控除額の変更による・扶養控除の変更による・特定扶養控除の変更による・老人扶養控除の変更による・障害者控除の変更による・特別障害者控除の変更による・老年者控除の変更による・寡婦(寡夫)控除の変更による・勤労学生控除の変更による・未成年による・老年者による・障害者による・寡婦(寡夫)による・市税条例により市民税均等割り軽減・課税誤りのため変更・その他の変更・課税誤りのため取り消し・課税取り消し・重複課税による取り消し・市外居住者による取り消し・寡婦(ひとり親)控除の変更・寡婦(ひとり親)により変更・併徴に切替・普徴から特徴に切替・転出により普切・年金特徴中止により普徴へ切替・介護保険料年金特徴中止により普切・取消(本人用通知不要)・年金特徴不能により普切・新勤務先での特別徴収に切替・退職により普徴へ切替・休職により普徴へ切替・退職により一括徴収・休職により一括徴収・一括徴収・普徴に切替・月割り額の変更による・重課税による追徴・所得変動の経過措置・仮徴収還付・賦課異動理由手入力			
4.2.9.	普通徴収納付書発行	一括または任意で個人を指定し、普通徴収納税通知書及び納付書を発行できること。			
4.2.10.			納税協力会の構成員に対しては、納税協力会長用の納税通知書及び納付書と、各納税協力会委員用の納税通知書、課税明細書及び納付書を作成することができること。		
4.2.11.		システム出力日とは別に発送日を管理できること。 発送日を賦課決定日として管理できること。	発送日を通知書の種類ごとに任意に変更ができること。		
4.2.12.		税額変更があった場合は、納付状況と連動し差額の納付書が発行できること。 (発行時点の収納状況で発行する、または発送時点まで変更前税額納付分の反映があれば差額納付書が発行される)			
4.2.13.			年税一括納付済みかつ年税額減にもかかわらず、期割の端数調整のために一部の期別に増があった場合は、納付書の一括発行の対象外となること。また、この該当者の抽出ができること。		
4.2.14.		納税通知書の発送日に納期限を超過している期割の納付書は、納税通知書の締め切り日を任意に指定して、一括発行の対象外となること。			
<b>4.3. 年金特別徴収通知発行</b>					
4.3.1.	年金特別徴収税額通知作成(eLTAX連携)	eLTAX連携用の年金特別徴収税額通知情報(01通知)をデータで自動作成できること。			
4.3.2.			起案資料として、通知対象者の一覧を出力できること。		
4.3.3.	年金特別徴収停止通知作成(eLTAX連携)	eLTAX連携用の年金特別徴収停止通知情報(死亡者・転出者を含む)(41通知)をデータで自動作成できること。 死亡により停止となる場合は死亡日と年金支給日により徴収済みを判定すること。 既に普通徴収になっているが、死亡により停止となるはずの月割額が残っている場合は普通徴収に切り替えること。			
4.3.4.			起案資料として、通知対象者の一覧を出力できること。		
4.3.5.	年金特別徴収変更通知作成(eLTAX連携)	eLTAX連携用の年金特別徴収税額等変更通知情報(63通知)をデータで作成できること。			
4.3.6.			起案資料として、通知対象者の一覧を出力できること。		

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
4.3.7.	年金特別徴収税額決定通知書発行	翌年度の仮徴収税額のみ停止となる場合の通知（地方税法第321条の7の9第3項）として、年金特別徴収税額決定通知書又は年金仮特別徴収の停止通知書のいずれかを選択（設定）し発行できること。通知書の発送者一覧が出力できること。		
4.3.8.		当初処理、更正処理の結果に基づいた、年金特別徴収納税（決定・変更）通知書（当初、更正分）を通知日を指定して一括及び個別で発行できること。通知書の発送者一覧が出力できること。		
4.3.9.			当初処理、更正処理の結果に基づいた、普通徴収納税（決定・変更）通知書（当初、更正分）を通知日を指定して一括及び個別で発行できること（現年度分及び過年度分）。データで一括出力も可能なこと。通知書の発送者一覧が出力できること。	
4.3.10.		当初課税で非課税が確定した年金特別徴収の仮徴収がある者に仮徴収を中止し還付することを通知する通知書を発行できること。		
<b>4.4. 通知書再発行</b>				
4.4.1.	通知書再発行	各通知書（特別徴収税額決定・変更通知書、特別徴収納入書、普通徴収納税（決定・変更）通知書、普通徴収納入付書、年金特別徴収税額決定通知書等）の再発行ができること。納税通知書再発行時には、当初・更正区分や発行日の指定ができること。		
4.4.2.			税額変更があった場合は、納入状況と連動し差額の納入書が発行できること。	
4.4.3.	特別徴収税額通知書の任意再発行	特別徴収について、納税義務者を任意で抽出し、抽出した対象者に対して特別徴収税額通知書の再発行ができること。		
4.4.4.	特別徴収税額通知書の電子化	eLTAX連携用の特別徴収税額通知・変更通知電子データ（正本・副本）の再作成ができること。		
4.4.5.	前回通知分情報の管理	本人に通知した情報（通知書作成時点の情報ではなく、本人に通知した情報であり、通知書発行後に差し替えが発生した場合は、差し替え後の情報）を管理し、税額変更の通知を作成する際に前回通知情報として印字できること。 また、本人に通知した時点の情報は、課税情報の確認画面からも容易に確認できること。 なお、前回通知の情報の印字に対応できない場合は、以下のいずれかに対応できること。 ・税額の変更通知を作成する際に、通知書の前回通知分の内容を任意に修正できること。 ・通知履歴から任意の通知時点の情報を選択し、前回通知分の情報として印字できること。		
4.4.6.	当初通知書の再発行	当初通知書の印刷後から発送までの間に税額変更が発生したものは税額変更通知書ではなく、当初の税額決定通知書として発行が可能なこと。		
4.4.7.		課税取消した者に対して改めて税額が発生したものは税額変更通知書ではなく、新規の税額決定通知書として発行が可能なこと。		
<b>4.5. 証明書発行</b>				
4.5.1.	課税証明書、非課税証明書発行	課税証明書、非課税証明書の8年（現年度+過年度7年）分の発行ができること		
4.5.2.			下記の連携先システムとの連携に対応できること。 <連携先システム> ・コンビニ交付システム ・証明書自動交付機 ・総合証明システム	
4.5.3.	所得証明書発行	所得証明書の発行ができること（過年度分も含む）。所得のみの出力など、全項目証明と一部項目証明（控除情報なし）を選択できること。		
4.5.4.	当日発行	個別に申告情報登録、賦課決定等の対応をした場合（当日申告・賦課を想定）でも、即時に証明書の発行ができること。		
4.5.5.	証明書再発行	証明書の再発行ができること。 ※再発行とは、証明書を再度、印刷（同一人物に対して同一種類の証明書を複数回印刷）することをいう。		
4.5.6.	出先機関への出力		本庁舎から出先の窓口で証明書を発行できること。	
4.5.7.			出先機関の窓口でも証明書は発行できること。	
4.5.8.	発行禁止・警告	年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。 また、翌年度以降も自動で引き継ぐことができること。	年度ごとに証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。 また、その事由（未申告者、返戻者、支援措置対象者等）を登録できること。 証明発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。	

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
4.5.9.			警告メッセージには事由、備考記載内容を表示し、どのような理由で抑止がされているかその場で判断できること。		
4.5.10.			新年度の課税証明書の発行については、普徴、特徴それぞれ指定日付で証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。		
4.5.11.			被扶養者の推定特定に該当する場合は、発行できない制御ができること。		
4.5.12.		個人ごとの発行禁止・禁止解除を本人からの申し出に応じて設定でき、本人以外には証明書発行禁止とするよう管理できること。			
4.5.13.			個人ごとの発行禁止・禁止解除を本人からの申し出に応じて設定した場合、その事由（返戻者、支援措置対象者等）や備考を登録できること。		
4.5.14.	発行	課税情報に基づき、課税、非課税の別を判断の上、適切な証明書を発行できること。			
4.5.15.			賦課期日時点の世帯員の課税情報と証明書の発行可否と、発行できない場合はその理由を確認できること。		
4.5.16.		更正入力のと、賦課決定（通知書発布）がまだされていない場合、アラート表示（変更前の内容で発行して良いか）することができること。			
4.5.17.			随時更正による通知書発布前等、一定の条件のもと、証明書発行停止の設定ができること。		
4.5.18.			証明書の項目について、発行前にシステムで管理する情報を更新することなく書き換えて発行することができること。		
4.5.19.		証明書の項目について、発行前に氏名・住所の修正ができること。			
4.5.20.		未申告の場合は発行できない制御ができること。			
4.5.21.		自団体の課税対象者の被扶養者として設定されている、未申告者に対しても証明書（非課税）を発行できること。			
4.5.22.		氏名については外国人の住民基本台帳登録上の氏名・英字表記・通称名・併記名の選択ができること。			
<b>4.6. 発行情報管理</b>					
4.6.1.	発行情報管理	各種通知等の発行履歴（発行履歴、発行有無、システムからの出力日、発送日（発付日））を登録、参照できること。			
4.6.2.		税額等の課税情報と他業務システムに連携する場合、連携を可とする時点を通知書をシステムからの出力日の経過後とするか、発送日（発付日）の経過後とするかを選択できること。			
4.6.3.		証明書の発行履歴として、証明書の出力内容を管理できること。			
4.6.4.		証明書発行においても発行履歴（発行者・発行端末・発行時刻含む）などの発行情報管理ができること。（当該年月日に当該証明書の発行の有無を確認する場合に必要。発行する証明書自体にも発行管理番号の出力が必要。）			
4.6.5.	発行	各種通知の一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票や以下の条件により一括発行対象から除外できること。 <一括発行の除外条件> [共通] ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票（除外した場合には除外対象者のリスト（帳票）を出力すること）。 [特別徴収通知] ・税額等の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は一括発行の対象外となること。ただし、転勤による変更もしくは新規非課税事業所にも特別徴収通知を発行する。 ・新規非課税者の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。 [普通徴収通知] ・当初課税時だけでなく、随時更正時でも普通徴収税額に変更のなかった場合は一括発行の対象外とできること（徴収方法の変更の場合は、普徴税額が変わるため納通を発行できること。還付額が発生または変更になった場合が発行できること）。 ・新規非課税者の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対象外とできること。	各種通知の一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票や以下の条件により一括発行対象から除外できること。 <一括発行の除外条件> [共通] 左記と同じ [特別徴収通知] ・新規非課税者の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。 [普通徴収通知] ・新規非課税者の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対象外とできること。		
<b>5. 返戻・公示</b>					
<b>5.1. 返戻・公示処理</b>					

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
5.1.1.	返戻者情報管理	通知書等の返戻者情報（通知書発送日、返戻日、調査状況・結果、決裁日）の登録、修正、削除ができること。 返戻者情報の一括登録もできること。		
5.1.2.			返戻管理の入力者、当該人物の担当者、返戻物が確認できること。	
5.1.3.			返戻者情報は、収納システムに連携できること。	
5.1.4.	公示送達対象者抽出		公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。	
5.1.5.	公示送達処理	調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。		
5.1.6.			公示送達処理をした納税義務者を容易に特定できること。 ※対象者が来庁した際に、容易に確認できる機能を想定している。 <想定する機能の例> -納税義務者の検索結果（一覧画面等）に公示対象であることが表示される -対象者の基本情報を参照した際に、公示対象であることが表示される	
5.1.7.			公示処理の結果、公示送達書（「教示文+〇〇他△名」を印字した頭紙及び対象者の一覧）を出力できること。	
<b>6. 照会</b>				
<b>6.1. 他自治体等への照会</b>				
6.1.1.	扶養情報照会	扶養情報等（戸籍照会等含む）に係る照会対象者を任意の条件（管外の被扶養者、寡婦、ひとり親）を指定し、抽出できること。	扶養情報等（戸籍照会等含む）に係る照会対象者を任意の条件（扶養情報照会要否、扶養情報照会実績、同一生計配偶者、所得金額調整控除対象扶養親族等、他市294条課税者、障害、他市町村で住登外課税されている被扶養者）を指定し、抽出できること。	
6.1.2.			扶養情報照会の要否（照会対象者の抽出時に利用する情報）を設定できること。	
6.1.3.			扶養情報照会実績（未実施、実施済み）を管理できること。	
6.1.4.	所得情報照会	所得情報等に係る照会対象者を任意の条件（区外の被扶養者等）により抽出できること。	所得情報等に係る照会対象者を任意の条件（区外の被扶養者等）により抽出し、他自治体等への照会通知等が作成できること。	
6.1.5.			所得情報等に係る照会対象者を任意の条件（管外の被扶養者、個人番号判明者等）により抽出し、住基CSへの一括照会データを出力できること	

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
6.1.6.	照会対象者抽出		前年課税実績をもとに企業等への照会対象者を任意の条件を指定し、抽出できること。  <指定する条件> ・前年度課税実績があり給報の提出があったもの(退職給報以外)で当年度未申告者 ・前年度特徴実績があり、現年度給与収入がない対象者のいる事業者		
6.1.7.		各種賦課資料に記載された被扶養者が不明の対象者を抽出できること。 被扶養者について、特定済かつ賦課期日前に転出済の対象者を抽出できること。	各種賦課資料に記載された被扶養者が不明の対象者を、国外居住扶養親族と区分して抽出できること。		
6.1.8.		各種賦課資料に記載された被扶養者の障害情報が不明の対象者を抽出できること。			
6.1.9.		各種賦課資料に記載された控除対象配偶者、同一生計配偶者が不明の対象者を抽出できること。			
6.1.10.		同一生計配偶者について、特定済かつ賦課期日前に転出済の対象者を抽出できること。			
6.1.11.		各種賦課資料に記載された同一生計配偶者の障害情報が不明の対象者を抽出できること。			
6.1.12.		各種賦課資料に記載された被扶養者の所得が不明の対象者を抽出できること。			
6.1.13.		各種賦課資料に記載された控除対象配偶者、同一生計配偶者の所得が不明の対象者を抽出できること。			
6.1.14.		各種賦課資料に記載された被扶養者の障害情報が不明の対象者を抽出できること。			
6.1.15.		給与支払報告書に記載された被扶養者が不明の対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。			
6.1.16.		給与支払報告書に記載された控除対象配偶者、同一生計配偶者が不明の対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。			
6.1.17.		給与支払報告書に記載された被扶養者の所得が不明の対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。			
6.1.18.		給与支払報告書に記載された控除対象配偶者の所得が不明の対象者を特別徴収義務者ごとに抽出できること。			
6.1.19.		同一人を扶養親族として申告している複数の納税義務者(被扶養者の重複)を重複照会の対象者として抽出できること。			
6.1.20.		同一人を扶養親族として申告している複数の納税義務者(被扶養者の重複)が給与特別徴収義務者の対象者の場合は、特別徴収義務者ごとに重複照会の対象者を抽出できること。			

機能名称		仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
6.1.21.			以下の条件に該当する対象者を抽出できること。抽出結果では、どの条件に該当したかも確認できること。 ＜抽出条件＞ ・外部から取り込んだ本人の障害者情報と確定申告書の本人障害の情報が不一致 ・給与支払報告書に障害者控除のみ人数が記載されている ・給与支払報告書に記載されている障害者控除にかかる情報に問題はないが、登録済みの課税情報等の障害者情報と区分が不一致		
6.1.22.			被扶養者が不明の場合の照会文書（納税義務者宛、特別徴収義務者宛）を出力できること。		
6.1.23.			被扶養者が重複している場合の照会文書（納税義務者宛）を出力できること。		
6.1.24.			被扶養者の所得が不明な場合の照会文書（被扶養者が管内の居住者の場合は本人宛、管外の場合は居住地の団体宛）を出力できること。		
6.1.25.			控除対象配偶者が不明の場合の照会文書（納税義務者宛、特別徴収義務者宛）を出力できること。		
6.1.26.			控除対象配偶者の所得が不明な場合の照会文書（他団体宛）を出力できること。		
6.1.27.		情報提供NWSへの一括照会データを出力できること。			
6.1.28.			死亡者のうち、継承人が設定されていない者を抽出し、照会通知等が作成できること。		
6.1.29.	送付先自治体登録	照会に伴う送付先地方団体情報（郵便番号、地方団体所在地、地方団体宛名または市税事務所名等）を地方団体ごとに複数登録できること。照会文書を出力する際は、被扶養者の住所より送付先の地方団体が自動で抽出され、該当する地方団体の送付先から宛先を選択できること。			
<b>6.2. 他自治体等からの照会</b>					
6.2.1.	各種照会への回答		他自治体等からの扶養情報照会、所得情報照会等に対して、必要な情報を出力した回答書等が作成できること。（過年度分も含む）。また、回送した書類の履歴が残り、後で確認することができるようにすること。		
6.2.2.	税務署への情報提供	国税連携等の所得税額と個人住民税システムで計算した所得税額が異なる対象等の条件を指定し、税務署への情報提供が必要な対象者を抽出できること。			
6.2.3.			国税連携システムで送付する扶養是正情報等データを作成できること。		
6.2.4.			国税連携システムで送付する扶養是正情報等データの作成に必要な情報を管理（登録、参照、修正、削除）できること。また、登録されている情報を基に、扶養是正情報等データを一括で作成できること。		
6.2.5.			相続税法第58条に準じて、税務署への通知が必要な死亡者の課税情報をデータで出力できること。		

01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
<b>7. 調定・統計</b>				
<b>7.1. 調定処理</b>				
7.1.1.	調定処理	当初賦課処理は、調定処理を一括で行うことができること。また、当初課税後の更正処理では、調定処理を一括又は即時で行うことができること。		
7.1.2.			各項目について論理チェックがかかること (前年比較、前月比較を行い増減が一定の割合を超えたら警告を出す)	
7.1.3.			税額計算後の課税データ(申告支援システムデータ)を取り込み、取り込んだ情報を基に調定処理ができること。	
7.1.4.	調定表作成	徴収区分ごと及び全徴収区分の調定表(現年度分及び過年度分)を作成できること。		
7.1.5.		【指定都市要件】 行政区別の調定表(現年度分及び過年度分)を作成できること。		
7.1.6.		例月処理分については、各項目ごとに前回からの増減も表示できること		
7.1.7.	調定額報告書	都道府県が指定する様式で調定額報告書、調定額変更報告書等の作成に必要な情報を一括で出力できること。		
<b>7.2. 各種統計資料作成</b>				
7.2.1.	各種統計資料作成	各種統計資料(課税状況調、住宅借入金等特別税額控除集計表、住宅借入金等特別税額控除異動者一覧(特別徴収・普通徴収)、徴収取扱費交付金算定資料)の作成(データ、紙)ができること。		
7.2.2.			次年度予算編成用の資料の作成に必要な情報として、翌年度の調定シミュレーション結果を出力できること。	
7.2.3.	EUC	EUC機能(汎用のデータ抽出機能)を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。		
<b>8. 賦課情報等受渡</b>				
<b>8.1. 賦課情報等受渡</b>				
8.1.1.	賦課(調定)情報受渡	取滞納業務と連携し、賦課(調定)情報(更正処理時の異動情報を含む)を受け渡すことができること。 月次処理は一括で日次処理の場合は個別に連携ができること。 受渡情報には年金特別徴収の翌年度仮徴収額、配当割・株式譲渡所得割の還付額並びに配当割・株式譲渡所得割の控除額、控除不足額及び充当額、控除不足額の均等割への充当情報(充当、還付、充当取消、返納)、納期特例情報も含むこと。		

01 個人住民税 標準仕様書(案) 01 機能要件

参考資料2

機能名称	仕様書たたき台		備考	【考え方・理由】
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
<b>9. 検索</b>				
<b>9.1. 検索</b>				
9.1.1.	検索対象	個人住民税に係る諸情報（個人、世帯、事業所、特別徴収義務者の基本情報、宛名情報、口座情報、年金基礎番号、課税情報等）及び異動履歴（帳票発行履歴、特記事項（メモ）等を含む）、過年度情報を照会できること。		
9.1.2.	検索条件	下記の検索項目での検索ができること。 <検索項目> ・氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名） ・旧姓（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名） ・事業所名（カナ・漢字・アルファベット） ・課税対象となる年度 ・生年月日 ・性別 ・住所（現住所、賦課期日住所） ・旧住所 ・住民番号 ・通知書番号 ・個人番号 ・法人番号 ・事業所の指定番号 ・特徴の税額決定通知書で使用している宛名番号 ・e L T A Xの納税者ID ・賦課資料番号 ・口座番号 ・口座名義人名（カナ） ・住民区分（住登内、住登外、日本人、外国人）	下記の検索項目での検索ができること。 <検索項目> ・旧事業所名（カナ・漢字・アルファベット） ・電話番号 ・支店名 ・郵便番号	
9.1.3.		検索画面では氏名・フリガナのあいまい検索、前方・後方一致検索、複合検索ができること。	検索画面では生年月日・住所のあいまい検索ができること。	
9.1.4.			検索条件の履歴を保持し、検索時に任意の履歴を選択して、条件に設定できること。	
<b>10. その他</b>				
<b>10.1. その他</b>				
10.1.1.	異動履歴管理	各種基本情報、課税情報等の異動履歴（オンライン画面での入力、データ取込による一括更新を含む）情報を管理（データ更新時自動登録、システム画面上での参照）ができること。 また、決裁（発付、収納反映）前など、一定の条件下において、誤操作等により更新された異動データを無効化又は削除できること。		
10.1.2.	同一人物の関連付け	同一人物が複数登録されている場合（住民登録外課税の対象者が転入し、住民登録された場合等）に、関連付けて同一人物の情報として管理できること。 なお、同一人物を関連付けた場合、紐づけ先の宛先（現住所または送付先）を優先すること。		
10.1.3.	同一事業所の関連付け		同一事業所（特別徴収義務者）が複数登録されている場合（事業所合併等により2つ以上の事業所が1つになった場合等）に関連付けて、同一の事業所として管理できること。	